

# 鎌倉御家人——とくに「文士」について——(3)

北 爪 真 佐 夫

---

### 要 約

本稿は(1)(2)につづいて鎌倉初期の「文士」についての続編で鎌倉御家人——とくに「文士」を中心に検討したものである。この時期の「文士」の活動の特徴は確立した武家権門（幕府）が「朝家」と接触するなかで如何なる交渉を行い、如何なる政策を固めてのぞんだかが問題となる。また内部問題としては設置された侍所、公文所（政所）、問注所などの諸機関を中心として活動したのであり、それらの運転にかかわったのである。軍事部門と異なるこれらの分野は都の下級役人を歴任した「文士」たちにとってはうってつけの活躍の舞台でもあったのである。つまり、彼らの出身からくる公家社会の知識（王朝国家体制）が重要な役割を果したことはいうまでもない。これらは律令国家以来の役人＝官僚たちの蓄積によるものであって、こうしたことをぬきにしては彼らの存在を語ることができないのである。それらは彼等を一定程度規定すると同時にある種の限界を生じさせてもいるのである。

キーワード：文士、武士

### はじめに

- (I) 鎌倉前期の「文士」と「武士」
- (II) 鎌倉初期の「文士」たち
- (III) 初期幕府における諸政策と文士たち
  - (1) 守護地頭制（以上66号）
  - (2) 記録所の設置と法曹官僚（以下67号）
- (IV) 鎌倉期の雑色について
- (V) (1) 新鎌倉派の公卿たち（以下本号）
  - (2) 頼朝時代の「文士」たちの活動
  - (3) 頼家時代の「文士」たちの活動
  - (4) 実朝時代の「文士」たちの活動

### (1) 新鎌倉派の公卿たち

本稿では「鎌倉御家人ーとくに「文士」について(1)(2)につづいて、すこし角度をかえ、かつ具体的な事例にそって検討を続行することにしたい。そこでまず幕府の諸機関の設立でみると、まず最初に設置されたのが侍所で<sup>(1)</sup>、ほぼ四年後の1184（元暦元）年10月に公文所と問注所

の設置をみたのであるがこの時には公文所で吉書始めが行われ、初期の「文士」の主要なメンバーが顔をそろえている<sup>(2)</sup>。二ヶ月前の新造公文所の立柱上棟の奉行には大夫属入道善信と主計允行政があたっている<sup>(3)</sup>。この時期の関東は義仲軍を敗り、平氏を最終的に攻略する直前であって政治や「朝家」との交渉が重要な季節を迎えることになり「文士」のもつ特技が発揮される場面が展開されることになるのである。それ故に頼朝は以前から都の役人=「文士」とのつながりを強めるとともに確保につとめたのであった。つまり武士=勇士では果たし得ない職務をこなすことのできる「文士」をいろいろなルートを通じて確保につとめたのであった。勿論、戦時であっても政治や交渉は行われるが平和時ともなれば内部固めとともに既存の「國家」(「朝家」)との交渉ごとが重要となるのである。また関東にあっても、指示命令や連絡には「文書主義」をとっており、そうした面からいっても「文士」が必要なのであった。早い時期に安田義定が頼朝に推挙した伏見冠者広綱について「伏見冠者広綱初参武衛，是右筆也，馴京都者，依有御尋，安田三郎被舉申之<sup>(4)</sup> (傍点筆者)」とあって「右筆」=「文士」が求められていたのである。そうした点でいうならば武士=勇士の方は「われ右筆の身にあらず，武勇の家にむまれて<sup>(5)</sup> (傍点筆者)」といっているように、その本領は「武勇家」に生れたが故に「いくさ」にあったのである。それ故に「勇士」は「右筆」の仕事などは弱いのが一般的であったようである。後になるが北条泰時は関東の武者の世界では律令格式を知る者はほとんどなく漢字を知らない者が多いことを京都の重時宛の消息で語っているのである<sup>(5)</sup>。

1185（文治元）年ともなれば関東の内外にわたって「文士」たちが活躍することになるが、主として「朝家」との交渉で「文士」におとらず親鎌倉派の公卿たちの役割も無視しえないものがあるので、まずこの問題を検討してみたい。その一人吉田経房についていえば、この年の10月、「新藤中納言経房卿者廉直貞臣也，仍二品常令通子細給，於今者吉凶互被示合，而黄門有望之由，内々被申之間，二品令吹拳給云々 (傍点筆者)<sup>(7)</sup>」とあり、頼朝は以前から子細を通じており、今では「吉凶」を互いに示合う間柄になっていて、内々に中納言を望んでいることを申していたので推挙したというのである。平氏打倒後の頼朝による文治守護地頭設置の奏請にあたっては彼は「朝幕」間の円滑なつなぎ役を果しているのである<sup>(8)</sup>。かくして同年十二月の十名の議奏公卿の一人に頼朝は推挙しているのである<sup>(9)</sup>。その後の頻繁な朝幕間の執奏・伝達の仕事には彼がほとんどかかわっていたのである。ところでかつて問題にした十人の議奏公卿や兼実の内覽提案は院奏折紙状の献上で行われたのであるが、この間のことは関東では中原広元、三善康信、藤原朝臣俊兼、藤判官代邦通などの文士が沙汰をしているのである<sup>(10)</sup>。そのことは広元以下の「文士」がその任務を遂行したといつてもよいのである。もっとも、この問題などの実現にあたっては交渉相手である「朝家」の公卿たち、前述した吉田経房などが重要な役割を果たしたのは勿論であるが、「此間事等，京都巨細者，大略以被示合右典廐并侍從公佐等治定云々 (傍点筆者)<sup>(11)</sup>」とあるように、頼朝の義弟である一条能保や侍從公佐らと京都の巨細については示合せて決めていたというのである。ところで問題の院奏折紙状と兼

実宛の御書は雑色濱四郎が御使となって上洛し届けたのであるがそれには能保の下部黒法師丸が相副えられたというのである。この黒法師丸は能保の「下部」であるとともに「京都案内者」であるといっているのが注目される<sup>(12)</sup>。なお、侍従公佐朝臣であるが、彼は頼朝の外舅北条時政の外孫にあたる人物なのである<sup>(13)</sup>。しかも、前述の院奏折紙状にみえる関東側から的人事の推挙にあたっては、公佐については「右馬権頭」をあてていて、翌日にはさっそく「右馬頭」に任じられているのである<sup>(14)</sup>。なおまた、彼等が関東方の頼朝らと打合せができたのは当時二人は鎌倉にいて、十月の南御堂勝長寿院で盛大な供養が行わされたさい、頼朝が堂上に着座したあと左馬頭能保、前少将時家、侍従公佐、光盛、前上野介範信らと堂前に着座しているのである<sup>(15)</sup>。能保自身が鎌倉に参向したのはこの年の五月中旬で、頼朝はかの平宗盛の召進の賞により「従二位」に叙せられたのであるが、この叙任は能保の執進によるものだったのである<sup>(16)</sup>。しかもその叙書が鎌倉に到着した折りに能保より近日中には鎌倉に参向する旨の連絡があり、十七日には到着しているのである。してみればかなりの期間鎌倉に滞在していたことになるのである。能保が都にもどったのは翌年の正月の末で、そのさいには頼朝は種々の餞別を送ったほか、夜の「遊宴」も行ったし、能保の夫人には備後国信敷庄以下数ヶ所の地頭職を与えていたのである<sup>(17)</sup>。その年の三月、京都守護の任にあたった北条時政が関東に帰還するにあたっては、すでに在京していた能保が「京都守護」を引継ぐことになり<sup>(18)</sup>、洛中の警衛の事は北条一族の平六兼仗時定が卅五人の武士を統率してあたることになったのである<sup>(19)</sup>。こうして能保は「禁裏奉公」の「朝臣」でありながら「京都守護」を兼帶する特異な位置に立つことになったのである。それは義経問題などで「朝家」の側はやや窮地に落ち入ったことがこうしたことでも認めざるを得なかったのであろうか。彼の妻は後鳥羽天皇の乳母であり、娘は九条兼実の嫡男良経の妻となり、このあと自身は権中納言従二位に進み、頼朝の耳目となって彼を助け順調な発展をとげることになったのである。なお、前述の南御堂勝長寿院の供養の折りに左馬頭能保の隣りに着座した前少将時家について一言つけ加えておきたい。彼はかの平清盛の片腕であった正二位権大納言平時忠の子息で、以下のように説明されている。

伯耆守時家初參武衛，是時忠卿息也，依繼母之結構，被配上総國，司馬令賞翫之，爲聟君，而廣常去年以來御氣色聊不快之間，爲贖其事舉申之，武衛愛京洛之客之間，殊憐愍云々<sup>(20)</sup>，注目すべき点は司馬（上総介廣常）が時家を聟君としていたことである。彼は機会があれば正二位権大納言時忠の子息の擁立などを視野に入れていたのであろうか。いずれにしても頼朝が京洛に通じた時家をこのように迎え入れていることは注目すべき点である。

次に1186（文治二）年三月あたりでみると前摂政家領（基通領）を兼実に付けるべきであるという関東の要請に対し「仍今日，帥中納言被仰聞其子細於北条殿，早可申達関東之由，被申御返書云々（傍点筆者）<sup>(21)</sup>」とあるように経房は関東との良きパイプ役を果しているのである。能保の方でみてみるとこの年の四月、前大蔵卿泰経、前刑部卿頼経らの罪科を関東では免ずることになり帰京を許すことを奏聞して後白河法皇を喜ばしているのだが「仍左典廐被執進

職事奉書、今日所到来也<sup>(22)</sup>」とあって、左典厩=能保はこのように「朝幕」間にかかわっているのである。

次にかの院奏折紙では関東方は右大臣兼実以下十人の議奏公卿を提案したことは前述したところであるがその議奏公卿の一人には藤（吉田）経房が含まれているし、侍従公佐朝臣を右馬頭に任ずるよう求めそれぞれ認められている。またその他では前日向守藤宗頼を大蔵卿に任ずるよう要請し翌日に認められているのである<sup>(23)</sup>。九条兼実はこの宗頼について、後白河法皇との関係では疎遠であったため顯官に漏れ、四品に叙せられたものの一職を帯びず、すでに棄置人の如き存在であったのを惜んだ頼朝が万人の内から推挙したことにより大蔵卿に任命されたといっている。また兼実は彼は入道大納言光頼の鐘愛の子で成頼のもとで文書を伝える口伝をうけ、彼の家を継ぐ「才学優美」「心操穩便」の人と高い評価を行っているのである<sup>(14)</sup>。まもなく兼実は摂政家としての家政機関を組織するにあたり彼を五人の家司（二番目）の一人に、また年預にも任じているのである<sup>(25)</sup>。なお、院奏折紙での国々の要求には盛りこまれていないが有力な文士である斎院次官親能がかつて「門人」であり「家人」として仕えていた前中納言雅頼卿には陸奥国の知行国が支給されている<sup>(26)</sup>。ところでこの親能はしばしば上洛して「朝幕」間の連絡で重要な役割を果しているのである。1184（寿永三）年一月、関東方の陣の「行事」として上洛した折りに親能はかの雅頼卿に関東での兼実評を伝えている。これは雅頼に話せば親交のある兼実に伝わることを承知しての言動であったとみてよいであろう。その時に親能が語ったことは関東としては「天下」をただすのであれば、右大臣兼実が世を統治すべきであって、それには異儀はないと述べたという。そこで雅頼は今回はその点を奏上するのかと尋ねたところ問われるならば申しあげる所存だということであった。そこで尋ねられない場合はと聞いたところ進んで申し上げるようにとは受けたまわってはいないと返答であったと兼実に伝えたという<sup>(27)</sup>。こうした兼実の評価については、同年十一月に上洛した三条宮近臣であった少納言宗綱は頼朝の言として京下之輩=文士に兼実のことを聞いたところ「人別称其美、未聞其惡<sup>(28)</sup>」という評価であったというのである。このように「文治以前」でも、関東での兼実の評価はたかまっていたこと、引き続く義経問題での兼実の態度が「内覽」ついで「摂政」に頼朝が推挙した大きな理由であったとみてよいであろう。

ところで問題の兼実については1185（文治元）年の年末に十人の議奏公卿の提起のさいには関東方では「内覽」に推挙し、種々問題があつたものの兼実は引受けることになったのである。次ぎにこの年の正月、関東では後白河法皇六十才の御宝算を賀して京都に上絹三百疋、国絹五百疋等々を進上している<sup>(29)</sup>。他方で去年言上した事項の実施状況とか前大蔵卿高階泰経などの流刑等を早く実施するよう上洛中の中原広元に沙汰をしているのである<sup>(30)</sup>。ところで、この時期最も重視していた交渉案件は右大臣兼実を「内覽」から「摂政」に推挙し実現することであった。この年の二月末日に頼朝の飛脚安達新三郎が上洛して「朝家」に条々の申し入れを行ったなかに兼実に「摂政詔」を下されるよう求めたことが含まれていたという<sup>(31)</sup>。頼朝は

この件に関しては兼実に対して内々に申し入れていたのであるが、兼実はそうした「時宣」ではなく猶予あるべきでものということであったという<sup>(32)</sup>。こうして頼朝としては兼実の頭ごして「摂政詔」を下されるよう要請し、とうとう三月初旬には宣下されることになったのである<sup>(33)</sup>。

かくして1185（文治元）年の年度末あたりまで関東方は九条兼実をはじめとして、吉田経房、親族でもある一条能保、侍従公佐朝臣、兼実と親密な関係にある藤雅頼、のちに兼実の家司となった藤宗頼らのいわゆる親鎌倉派の公卿たちの組織化に成功し、それぞれ「廟堂」におけるしかるべき地位を関東の推挙によって占めるにいたっているのである。こうした組織化にあたっては頼朝の義弟一条能保をはじめとして中原広元、三善康信、中原親能らに負うところが大であったということはいうまでもない。なお、親鎌倉派公卿としては内大臣実定（のち左大臣）をあげてもよいであろう。1191（建久二）年閏十二月、五三才で死去した左府禪閣（実定）に関し、「幕下殊歎息給、関東有由緒、日來所被重之也、梶原者、又朝景々時、共以浴彼恩澤云々、景時者依幕下御吹拳、先年爲美作国目代云々（傍点筆者）<sup>(34)</sup>」とある如く、その関係が密接なものであることが解るのである。以上のような人脈を通じて頼朝は軍事的な成果を背景に関東の要求の実現を計ったのであり、彼等によってその後の「朝幕」間が比較的円滑に推移することが可能となったものといってよいであろう。そのことは他面では御家人たちの要求がおさえられたという側面のあったことを見ておく必要があろう。

註（1）吾妻鏡 治承四年十一月十七日条。

（2）吾妻鏡 元暦元年十月六日条。これによる安芸介中原広元別当、中原親能、主計充藤原行政、足立馬允藤内遠元、甲斐四郎、大中臣秋家、藤判官代邦通が寄人として参上している。

（3）吾妻鏡 元暦元年八月廿四日条。

（4）吾妻鏡 寿永元年五月十二日条。

このとき伏見冠者広綱は日頃遠江国懸河辺に住んでいたという。

（5）平家物語 卷一 殿上闇討の事。

（6）佐藤・池内編「中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法56~59頁

（7）吾妻鏡 文治元年九月十八日条。

（8）守護地頭補任と兵糧米段別五升を庄公に宛課することを北条時政が謁し申したのは藤中納言経房卿であった。以上は吾妻鏡文治元年十一月廿八日条。

（9）吾妻鏡 文治元年十二月六日条。

（10）註（9）に同じ。

（11）吾妻鏡 文治元年十二月七日条。

（12）註（11）に同じ。なお、義経同心の聞こえある侍臣のなかに民部卿成範卿があったが頼朝縁者ということである折紙からは除いたという。

（13）註（11）に同じ。

（14）吾妻鏡 文治二年正月七日条。

（15）吾妻鏡 文治元年十月廿四日条。

（16）吾妻鏡 文治元年五月十一日条。

（17）吾妻鏡 文治二年正月廿八日条。

（18）吾妻鏡 文治二年三月廿三日条。

- (19) 吾妻鏡 文治二年三月廿七日条。
- (20) 吾妻鏡 養和二年正月廿三日条。
- (21) 吾妻鏡 文治二年三月廿四日条。
- (22) 吾妻鏡 文治二年五月九日条。
- (23) 吾妻鏡 文治二年正月七日条。
- (24) 玉葉 文治二年一月廿七日条。
- (25) 玉葉 文治二年三月十一日条。
- (26) 註 (23) に同じ。
- (27) 玉葉 寿永三年二月一日条。
- (28) 玉葉 元暦元年十一月廿一日条。

この件はかつて拙稿「中世初期政治史研究」P229で言及しているが廿七日とあるのは誤りであるのでここで訂正しておきたい。

- (29) 吾妻鏡 文治二年正月二十一日条。
- (30) 吾妻鏡 文治二年三月廿九日条。
- (31) 吾妻鏡 文治二年二月廿七日条。
- (32) 註 (31) に同じ。
- (33) 玉葉 文治二年三月十六日条。
- (34) 吾妻鏡 建久二年閏十二月廿五日条。

## (2) 頼朝時代の「文士」たちの活動

「文士」の活動についてはすでに本稿(1)(2)で概観しているので、ここでは文治二年以降の「文士」を中心とした活動を前稿の補足をかねてさらに追求することにしたい。この年の六月には広元は使節として上洛し、七月には「京地没官目録」を作成して鎌倉の頼朝の許に送っている<sup>(1)</sup>。後者は洛中での没官地などの戦後処理にあたったものであるが、同年閏七月に関東にもどった広元はさっそく頼朝より委細の下間に預り所存を申しあげたという。それは「諸国守護地頭條々事」であったというから前述の使節の目的はこの問題の交渉であったといってよいであろう<sup>(2)</sup>。ところでこの六月になって、四月の頃に関東では「政道事」では非実現すべきこととして公卿に付けて奏聞していた問題に対する解答があったのである。その内容は諸社諸寺修造、記録所事などで、その問題提起に関してはすでに述べたように「文士」が深くかかわっていたのであった。ところで前述の如く六月に因幡前司広元が使節として上洛しているのだが、それは義経問題の決着を待たずに解決すべきものとして「仍雖可被待義経左右、有人愁歎、諸国守護武士并地頭等早可停止、但於近国没官跡者、不可然之由、二品被申京都、以帥中納言、可奏聞之旨、被付御書於廷尉公朝便宜（傍点筆者）<sup>(3)</sup>」というもので、かかる内容を含む御書は廷尉公朝の便宜（帰洛）についてかの経房より奏聞されることが求められたのである。また四月に京都に申し入れた件には播磨国備前国の武士の妨に関しては閏七月、両国の武士の妨の注文を上洛中の広元に与えて糾明するよう命じているのだが、そのさい広元に対して「爲二品御腹心専一者之由、去月十四日及 公家御沙汰、面目之所致也（傍点筆者）<sup>(4)</sup>」といった広元評価を知ることができるのである。だがこの武士の妨の問題はなかなか解決されず十月になって宣旨と

院宣が下されることになった。その主旨は「現在謀叛人跡之外者，可停止地頭綺<sup>(5)</sup>」ということで決着し，これに対して頼朝は請文を書いているのである<sup>(6)</sup>。もっとも，この請文は職務上当然であるが問注所の大夫属入道（康信）と筑後権守俊兼らが所談を加えて作成したものであった<sup>(7)</sup>。ところでこの問題との関連で院宮貴所以下の権門領における地頭新儀の停止を求めて公家より目録が下されたことに関して，関東ではその一々に成敗した下文二百五十三枚，書状二通并目録を同年十月初めに進上したというが，帥中納言経房宛の頼朝書状では「於今度者，任仰旨，大略成下文進上候，凡者如此事，自今以後，令仰含摂政家仰下干記録所，可有御成敗候也（傍点筆者）<sup>(8)</sup>」とあって，今度は関東で成敗したが今後は兼実より記録所に命じて成敗すべきであると提言しているのである。

次ぎに，翌年の三月，美濃権守親能は使節として上洛しているが貢馬十疋を相具しての上洛であった。これは四月の上旬に後白河法皇の熊野詣があるのであった<sup>(9)</sup>。ところで因幡前司広元の上洛は同年六月で皇居の修復とかの帥中納言経房を大納言に推挙することであった<sup>(10)</sup>。だが，この時期の「朝幕」間の懸案事項は洛中群盜蜂起と散在武士の狼藉を鎮圧することであった。この問題は最初の「京都守護」の任にあった北条時政が前年の三月に出京し，そのあとは平六僕仗時定に三五人の勇士を撰定してあづけ洛中の警衛の任にあたらせたのである。時政の後任の京都守護は前述の如く一条能保であった<sup>(11)</sup>。だが同年四月末には洛中の狼藉は収まらず上下七ヶ所に群盜乱入といった事件が発生しているのである。しかも，義経・行家などは洛中にあるとの風聞があり，洛中の治安はこのように以前から問題となっていたのである<sup>(12)</sup>。かくして九月には有力御家人千葉常胤，下河辺行平を上洛させることになるのだが<sup>(13)</sup>，すでに述べたように閑院修造の沙汰のために上洛していた因幡前司広元や美濃権守親能に対しては頼朝としては彼等は洛中あったといつても「非武器候<sup>(14)</sup>」といった存在であるから，この件については責任はないといっているのである。ところで九月末には上洛中の親能に対しては閑院遷幸料樂屋幄覆并御誦経幄覆以下を染めて仙洞に進上するよう命じている<sup>(15)</sup>。同じく洛中にあった広元からは十月末には閑院修造も完成したので定めし勧賞の仰せがあるのでないかと関東に連絡があったが，それに対して頼朝は辞退するよう指示している<sup>(16)</sup>。その上で「閑院殿作事」や「新斎宮用途」は成功を募って行うよう仰せ下されば相模国以下六ヶ国を「重任之功」にして欲しと要請している<sup>(17)</sup>。もっともこの「重任」が認められたのは相模・武藏の二国にとどまっている<sup>(18)</sup>。

次ぎの年，1184（文治4）では式部大夫親能の洛中での活動が目立つ。その活動の遂一は使者によって鎌倉に報告されているのだが，同時期の因幡前司広元も在洛中で，十二月初旬に鎌倉に到来した使者の報告によると後白河法皇は熊野詣のための精進中に「蒙御感仰者，閑院并六條殿修造已下，於事勤節，殊神妙云々（傍点筆者）<sup>(19)</sup>」ということで，このところの閑院殿などの修造で感謝されているのである。もっとも，この年（文治4）四月初めに焼亡した六條殿の作事にあたっては親能が頼朝知行国役の奉行にあたり，大工国時によって造進され<sup>(20)</sup>，

親能の報告によると六条殿造営にあたり所課屋々ごとに対し「丁寧」な勤めがなされたとして法皇より殊に感謝されたという<sup>(21)</sup>。こうして頼朝は「爲公私眉目歎之旨、二品太令喜悦給云々」ということであったという<sup>(22)</sup>。

ところで軍事上の問題でいうと、1187（文治3）年の十月、洛中狼藉は千葉常胤や下河辺行平の上洛により鎮圧されたが、この年の窮冬には天野藤内遠景の郎従は貴賀井嶋の追捕を試み、暫く猶予ののち島に渡り合戦を行って征服をとげたとの遠景の使者の報告があったという<sup>(23)</sup>。この「合戦」で注目すべきは頼朝が追討を命じた理由は「今度同意豫州之輩、隱居歎之由、依有御疑胎、有此儀（傍点筆者）<sup>(24)</sup>」ということで義経追討に関連づけて攻撃の理由としていることである。北方の方では翌年には奥州合戦となるのであるが、本稿の問題関心から若干の問題について言及することにとどめたい。

1180（治承4）年以来、何度かの合戦が行われたのだが、「文士」はその特性上合戦に参加することはほとんどなかったのである。わずかに式部大夫親能の参加がみられる程度であったが、奥州合戦での頼朝の御供輩として武藏守義信以下154人の有力御家人の名を確認することができるのだが、今次の合戦では式部大夫親能のほかに主計允行政、民部丞盛時らが参加しているのが注目される<sup>(25)</sup>。ところでこの合戦で式部大夫親能に少し変った行動がみられるのである。というのは親能男（猶子）の大友左近将監能直も参加しているのだが、彼は頼朝の「無双寵仁」で内挙により前年の十月に「左近将監<sup>(26)</sup>」に任じられていたのである。さて、左近将監能直の参戦にあたって、親能は以下の如き方策を能直にとっているのである。

亦親能猶子左近将監能直者、當時爲殊近仕、常候御座右、而親能兼日招宮六僕仗国平談云、今度能直赴戦場之初也、汝加扶持、可令戦者、仍國平固守其約、去夜、潛推參二品御寢所辺、喚出能直<sup>上臥</sup>也、相具之、越阿津賀志山、攻戦之間、討取佐藤三・秀員父子<sup>國衛近親郎等</sup>畢、此宮六者、長井斎藤別当実盛外甥也、実盛属平家、滅亡之後、爲囚人、始被召預于上総權介廣常、々々誅戮之後、又被預親能、而依有勇敢之譽、親能申子細、令付能直云々（傍点筆者）<sup>(27)</sup>」

以上で注目すべき点としては能直の初戦にあたって親能は宮六僕仗国平に扶持するよう頼んでいるのである。もっとも、この宮六僕仗国平自身も154名の御供輩に名を連ねているのである。ところでこうした親能の行動をどうみたらよいであろうか。「文士」のなかで戦場に赴くことの多かった親能が猶子能直に「勇敢之譽」のたかい宮六国平に初戦の指導を依頼したのは何故かということでもある。これは「文士」出身の親能では軍事上の指導は充分でなく、かつ後継者の一人を有力な勇士に育てあげ、今次の合戦で戦果をあげることを期待したからではなかろうか。奥州合戦はその意味では願ってもないチャンスなのである。そうした意味では主計允行政や民部丞盛時が戦場に赴いているのは漸次、「勇士」化に接近を計っているようにみられるのである。もっとも、行政や盛時は公文所の職務の遂行上で戦場に赴いたとみることもできよう。ところで、親能をこのような活動にかりたてたものはこうした場合、「文士」よりも「勇士」の方が優位にあることは必定であり、「文士」としても、こうした方面に躍進の活路を見

いだす必要があったのではなかろうか。ここで「勇士」（武士）についてのこの時代の考え方について若干つけ加えておきたい。

1189（文治5）年十一月、因幡前司広元は使節として上洛し、内々に帥中納言経房ならびに右武衛（能保）に謁したときには勧賞に関しては固く辞すよう頼朝よりいわれていたし、御家の勳功に対しては功ある輩を注申するよう院宣が下されていたが、この場合辞退を申しあげているから子細には及ばないといわれていたのであった。こうして「勇士」とはといって以下のようにいっているのでいる。

但勇士者、臨戦場以武威爲先度、以其次、其名達 上聽之条、可爲其身眉目之間、雖可注姓名、且乍辭申賞、令注進之者、緯与意似相違、且如注進折紙、若被繼加記錄等者、永留代々、及後見之時、被漏名字輩子孫、不顧先祖無軍忠、定貽恨歟、旁無據之由、謁帥卿并右武衛之時、内々可申出之旨、被仰因州云々（傍点筆者）<sup>(28)</sup>

以上は「勇士」の特質についてふれているものであるが、この場合は戦場において武威をあげ上聽に達したもののが賞を辞した場合などの武士の眉目（面目）についての考えが示されている。二番目の事例は1217（建保6）年六月将軍実朝が右大臣に任命され鶴岡八幡宮に拝賀するにあたって供奉隨兵を募ることになり、欠員が生じ「文士」出身の山城左衛門尉基行らが務めることになった事例である。そのさいすでにふれていることではあるがこの種の隨兵となる資格としては「三徳」を兼備していることが求められていたのである。三徳とは①譜代勇士であること、②は弓馬達者であること、③は容儀神妙者というのである。この基準は供奉隨兵を務めることの資格ということであるから、武士＝勇士をより厳密に規定したものといってよいであろう。そこで前記基行がどうかということが問題となるのだが、彼の場合、「容顔美麗」でかつ「弓馬達者」であるということから二徳は備えていることになる。ということは①の譜代の勇士であることの要件を缺くことになるのだが、彼の父行村はすでに「廷尉職」にすわっている存在であることなどから供奉隨兵となることが認められているのである<sup>(29)</sup>。つけ加えるならば行村は泰時朝臣の侍所別当のもとで有力御家人三浦義村とともに「御家人事」を奉行する所司となっているのであり、今度の御拝賀供奉隨兵の沙汰を行っていたのである<sup>(30)</sup>。さらにいうならば基行は当時実朝の近習であって内々に供奉隨兵となることを希望していたのである。また行村の父は行政であって「文士」の家系ながら行政・行村・基行と三代を経ているのである。こうみてくると「文士」と「武士」は接近可能な道もあったのである。

同じく1189（文治5）年十一月、因幡前司広元は御使として上洛し、鎌倉にもどったのは翌年の三月で、上洛にあたって頼朝が広元に託したことは悉く勅答があり、具さにその趣を言上了という。こうした関係と条件の整備によってこの年の七月には頼朝の上洛が決まり、いまだに洛中での宿所地が決まっていないことから重ねて飛脚を出立させている。多くの御家人を引きつれての上洛であるから候補地の占定には苦慮したようである。こうして九月十九日には上洛にあたっての諸事奉行人が決まり行政、善信、盛時、康清の「文士」から沙汰があり、そ

の目録が雑色常清、成里らに下されたという。奉行人は以下の如きものであった。

御京上間奉行事

一、貢金以下進物事

民部丞行政 法橋昌寛

一、先陣隨兵事

和田太郎義盛

一、後陣隨兵事

梶原平三景時

一、御廄事

八田右衛門尉知家、千葉四郎胤信

一、御物具事

三浦十郎義連 九郎藤次

一、御宿事

葛西三郎清重

一、御中持事

堀藤次親家

一、雑色以下々部事

梶原左衛門尉景季、同平次景高

一、六波羅御亭事并諸方贈物事

掃部頭親能、因幡前司広元<sup>(31)</sup>

以上のメンバーが奉行を務めることに決定しているが、隨兵などに関しては侍所の和田氏や梶原氏、雑色以下々部事に関しても梶原景時の子息たち、御廄事は八田氏や千葉氏、御宿事は葛西氏、貢金以下進物事は民部丞行政と法橋昌寛、六波羅御亭事ならびに諸方贈物は親能と広元など適材適所に人材が配置されている。なにしろ御家人だけでも320人餘りでその他に家子・郎等、小舎人なども加えることになるから相当な人数の上洛ということになる。さらに京都御地（滞在中の宿所地）はかの故池大納言舊跡（平頼盛）に決まり作事が始まったという<sup>(32)</sup>。その翌日には因幡前司広元は頼朝の上洛以前に京都で沙汰すべきことを行うために上洛している。さら頼朝一行が六波羅御亭（故池大納言旧跡）に到着したのは十一月七日で、そこにはあらかじめ下総守邦業、前掃部頭親能、因幡前司広元、宇都宮左衛門尉朝綱、小山七郎朝光らが候じていたのであった<sup>(33)</sup>。ところでこの上洛によって頼朝自身は権大納言、右近衛大将に任じられたし、有力武将十人が左右兵衛尉、左右衛門尉等に任せられている。いずれにしても頼朝と後白河法皇との接触は二度程御所で行われたが一定の意味はあったもののかなり形式的なかたちで終ったようにみえる。ところで鎌倉に帰着してまもなく正月十五日に政所吉書始めが行われ、すでに述べたように政所家司以下が任命されている。政所別当には広元、令は行政、

案主には藤井俊長、知家事は中原光家であった。問注所執事は三善康信、侍所別当には和田義盛、所司には平景時がなっている。公事奉行人には前掃部頭藤原朝臣親能、筑後權守同朝臣俊業、前隼人佐三善朝臣康清、文章生同朝臣宣衡、民部丞平朝臣盛時、右京進中原朝臣仲業、前豊前守清原真人実俊がなっている。この他では引き続き右兵衛督能保卿が京都守護に、鎮西奉行人には鎮西の鎮压に功のあった天野藤内遠景が就任している<sup>(34)</sup>。以上であきらかなことは侍所と鎮西奉行人を除く政所家司、問注所執事、公事奉行人のほとんどがいわゆる「文士」によって占められているのである。しかもかかる職務は年限が限定されることなく固定化、世襲化の方向が強化されているのである。

次ぎにこの年の三月末に能保と広元の使者が近江の佐々木氏が日吉社宮仕法師らを刃傷したという事件を鎌倉に伝えている<sup>(35)</sup>。五月三日には佐々木氏の乱行の件で高三位殿（泰経卿）に関東より奏書を進上しているがこの奏状を草したのは問注所執事の三善康信で俊兼が清書を行っている。

（前略）以去月廿六日辰群參 禁闕、奉振神輿、發声濫訴奉驚 主上三条不足言事也、存此義者、不可差下使、又遣使者可待返事歟、而待計下洛之条、心与事相違、更非本意、頼朝苟以忠貞奉公、繼家業守朝家、衆徒有何意趣、強廻奇謀、令待計哉、鬱望之至、啓而有餘、配流定綱、禁獄下手之由、宣下已畢、誠是明時之彝範也、而衆徒欲背勅裁者、本自不可經 奏達、定罪科觸頼朝者、不顧先例可行斬罪、又可隨衆徒趣之處、背 縱言企亂入、凡不弁是非之性、宛不異木石歟（後略）（傍点筆者）<sup>(36)</sup>

かかる文面は康信でなければ書けないものとみてよいが後段でも「即自吾山致騒動之條、若是僧徒小徳行、將又因果之所致歟、凡可謂逆徒矣、是則惡徒者多、善侶者少歟、然者、惡徒其性雖似瓦礫、善侶其性爭不慚愧乎<sup>(37)</sup>」と叡山の僧徒批判を行っている。私にとってこの一文で注目したいのは関東の自己規定、つまり、頼朝は「忠貞奉公」をもつて「家業」をつぎ「朝家」を守るといつてのことである。いずれにしても、叡山の佐々木定綱の訴えに対する口宣と院宣は頼朝が推挙して大蔵卿となったあの蔵人頭大蔵卿兼中宮亮藤原宗頼がうけたまわって下したものである<sup>(38)</sup>。

次ぎに、同年四月廿日に賀茂祭が行われたが、四月一日に左衛門大尉に任じられていた広元は供奉を務め院御馬を賜わり眉目を施したという。そこでその間の記録を献上したがそれは以下のようなものであった。

建久二年四月廿日丁酉賀茂祭

大夫尉 中原廣元 賜院御馬、御厩舍人金武 在共、赤色上下綾冬衣 大江公朝  
源季国、橘定康

六位尉 藤能宗、中原章広

源清忠、中原章清

志 中原経康、中原職景

安倍資兼  
 府生 紀守康  
 馬助 仲通  
 中宮使 権亮忠季朝臣左中将  
 近衛使 右少将保家朝臣  
 山城介 源盛兼  
 内蔵助  
 典侍 平宣子大納言時忠卿女<sup>(39)</sup>

この時に広元が賀茂祭の供奉を務めることができたのは大夫尉となっていたことが大きいと思われるし、また勅使として鎌倉にも派遣されたことのある公朝の名がみえる。さてこうした状況からみれば「朝幕」関係は順調のように見えるが対立も存在しているのである。このときの広元のもう一つの報告では上皇御願として近江国高島郡に五大毘沙門天像が安置されていて供養之儀が行われるということであった。これに対して三善康信がいうには彼の像は養和の頃、仙洞において仏師院尊法印に命じて作らせたものだという。また頼朝がいうにはこのことはたゞたび風聞のあることで清盛の在世の時に造立されたもので推量するに「源氏調伏」のためか、すこぶる甘心しないといい、その趣旨を広元の許に仰せられたという<sup>(40)</sup>。こうしてみるとまだに「征夷大將軍」に任命されていないことに象徴されるように関東では後白河法皇には警戒心を解いていないとみることができよう。一方ではこの年の六月に摂政兼実の子息良経に一条能保の姫君が嫁すことになり、北条政子は姫君の装束を沙汰し、頼朝は女房五人、侍五人の装束ならびに長絹百疋を沙汰し送ることを決めていたという。もっとも、それらは有力御家人に課していて女房装束は親能、広元が京都で調進することが了承されていたという。侍装束の方は惟義、義澄、盛長、知家、遠元、遠平ら有力武将が調進することになったという。これを見ても、頼朝と能保との関係は義弟であるから当然ではあるが、このように兼実の子息に能保の娘が嫁すにいたったことは重要である<sup>(41)</sup>。

ところでしばしば上洛し、今度は賀茂祭の供奉を務めた広元朝臣に問題が生じたのである。というのは今年の十月になっても、法住寺殿修造のために親能と広元とは洛中にあったのであるが、その広元に対して頼朝は明法博士を辞すよう申し送っているのである。その理由は「祇候関東之輩、以顯要之官職、恣兼帶不可然（傍点筆者）<sup>(42)</sup>」というもので「大夫判官広元」が問題とされたのである。頼朝にとっては抜群の貢献者である広元に対してこうした態度に出たのは「朝家」との接近に一定の牽制が必要と考えたからであろう。この結果、4ヶ月後の翌年二月に広元は辞退しその案文は鎌倉に送られている。

正五位下行左衛門大尉中原朝臣広元誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩被寵所帶左衛門尉檢非違使職狀

右広元去年四月一日任明法博士左衛門大尉、即蒙檢非違使 宣旨、三箇之恩、一所不耐、

是以同十一月五日，先遁李曹之儒職，慾居棘署之法官，竊以，累祖立身，雖趨北闕之月，一族傳跡，皆學南堂之風，而校尉者王之爪牙也，專爲輦轂之警衛，廷尉者民之銜勒也，宣致罔圖之手足，爰廣元性受暗愚，爭弁薰豐兩日之夢，心非明察，宛隔紫雄三代之塵，不如早謝榮於非分之任，竭忠於方寸之誠耳（後略）<sup>(43)</sup>

ということで辞退しているのである。能力の問題とか洛中を離れていることなどが理由とされているが賀茂祭の直前の任命である上に法皇より院御馬を賜わり御廄舎人金武がともについたことなど、つまり法皇との接近が問題だったのではなかろうか。というのはこれ以前にかの北条時定は時政が鎌倉にもどったあと洛中の警衛の任務についたのであるが、文治二年左兵衛尉に任せられ<sup>(44)</sup>、同五年四月には賀茂臨時祭并御祈功により「左衛門尉」に任せられ翌年に辞退している例がある<sup>(45)</sup>。問題となった事例としてはかの義経が頼朝の推挙なしに「左衛門少尉」に任命され、院内昇殿が許されたり、大嘗祭御禊行幸にあたっては供奉をつとめ院御廄司を務めるなどして頼朝との対立は決定的となった場合がある<sup>(46)</sup>。義経秘蔵名馬は「号大夫黒，元院御廄馬也，行幸供奉時，自仙洞給之，每向戦場駕之（傍点筆者）<sup>(47)</sup>」ということでこのように後白河法皇より賜わったものなのである。なお、広元が辞状を提出した十七日程前に上洛しているから鎌倉で両者が話しあって決めたものであろう。しかも、この度の広元の使節としての上洛は旧冬からの後白河法皇の「御不豫<sup>(48)</sup>」によるものであったのである。こうしてこのところの広元の上洛に対しては「此廷尉去々年上洛，去年又爲法住寺殿修理行事在京，爲當職賀茂祭供奉，重事連綿，適去冬月追帰参，重上洛雖不便事，依爲天下大事差進之旨，直被仰之<sup>(49)</sup>」とあって、建久年間では毎年、かつ長期にわたって在洛することが多かったのである。ところでこれ以前の十二月に法住寺の修復が終わり、「御移徒之儀」が行われ、その模様が鎌倉に報告されている。それによると摂政兼実以下の公卿たちの出席の許に無事終了したというが<sup>(50)</sup>その翌日には親能と広元は召しにより御所堂上で「御劍」を賜わったという。他方で鈍色装束，御塗籠怙絹五百疋，繕綿二千両，紺小袖千領，御倉八木千石，御廄御馬二十疋，此外女房二治局に獻じたものは白綾百疋，帖絹百疋，綿二千両，紺絹百疋などであったという<sup>(51)</sup>。

次ぎに建長三年で「朝幕」間の重大問題といえばいうまでもなく後白河法皇の死去であろう。吾妻鏡は法皇の治世が四十年に及んだことを記したあとで関東との関係について以下のように記しているのが注目される。

幕下御悲歎之至，丹府碎肝膽，是則忝合靜之儀，依被重君臣之礼也云々<sup>(52)</sup>

つまり、頼朝が心をくだいて苦心したのはこれはすなわち「合体之儀」をかたじけなくし、「君臣之礼」を重んじられたからであるという。かくして法王崩御後の七月初めの「朝政初度」で特別の沙汰があり頼朝は征夷大将軍に任命されたのである<sup>(53)</sup>が、この段階までは関東で重じた「君臣之礼」の関係は形成されていたにしろ「合体之儀」はいまだ実現したとは思っていないかったとみていたのではなかろうか。頼朝が將軍に任命された最初の政所始めは八月の初めに行われ頼朝も出席しているが政所家司は別当前因幡守広元，前下野守源朝臣邦業，令には民部

少丞藤原朝臣行政、案主藤井俊長、知家事中原光家であって、一年半程以前との相違は別当に広元のほかに源邦業がみえることと、藤原行政が主計允から民部丞に変っているだけである<sup>(54)</sup>。もっとも、形態的にはいわゆる「家政機関」としては公文所段階よりも一段と整備されたものになったといってよいであろう。邦業が別当となったのは広元がしばしば上洛して留守がちとなるための配慮からであろうか。ところでこの政所始めに政所のスタッフ以外で出席した主な御家人は大夫属入道善信、筑後権守俊業、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業らがその座に候じた<sup>(55)</sup>というから問注所のスタッフと他は奉行人達で、前年の正月のときと若干の変化、例えば前掃部頭親能の名がみえないのは洛中にあったからであろう。

翌1193（建久4）年でみると、参河守範頼が叛逆の企てがあるとして尋ねられ起請文を提出しているが、機関中心での運営であるから当然ではあるが政所別当因幡守広元について頼朝に進上されるという順序をとっている<sup>(56)</sup>。つまり、頼朝の弟ということは配慮されていないのである。勿論、これが始めてではなくかの義経の腰越状の場合も広元（公文所）の許に提出され、彼が頼朝にとりついだことになっている<sup>(57)</sup>。このように頼朝の兄弟ばかりでなく源家の一族も遠ざけられていくのであるが、この場合は「源」の字を記したとして「若存一族之儀歟、頗過分也」として頼朝はこれを起請文の「失」であると咎めたと広元より使者の大友属重能に告げている<sup>(58)</sup>。この他、この翌年で指摘すべき点としては掃部允行光が（行政の子息、建保六年には政所執事）政所寄人となっていることと<sup>(59)</sup>五月四日には鶴岡臨時祭に將軍家の御参はなかったがかの右京進季時が奉幣御使として参宮している<sup>(60)</sup>。五月では前掃部頭親能の猶子大友左近将監能直は侍所和田義盛、梶原景時が故障の時は侍所の着到等のことを沙汰するよう命じられていることであろう<sup>(61)</sup>。これは異例の抜擢というべきであろう。親能のあと押しがあったからではなかろうか。さてこの年の十二月に御願寺社の奉行人を定めているが、そのメンバーは以下の人達であった。

鶴岡八幡宮上下 大庭平太景能 藤九郎盛長 右京進季時 図書允清定

勝長寿院 因幡前司広元 梶原平三景時 前右京進仲業 豊前介実景

永福寺 三浦介義澄 畠山次郎重忠 義勝房成尋

同阿弥陀堂 前掃部頭親能 民部丞行政 武藤大蔵丞頼仲

同薬師堂今新造 豊後守季光 隼人佑康清 平民部丞盛時<sup>(62)</sup>

といったメンバーで、有力武将とともに半数近くが「文士」で占められている。また親能の子息季時と家人右京進仲業の名がみえていること、善信の弟隼人佑康清も奉行人となっていることが注目される。

次ぎに1195（建久六）年では頼朝は東大寺供養などの出席のため上洛するのだが、三月初めには早速東大寺に赴いているがその時の將軍の供奉人（通常は「文士」の参加はほとんどない）の最末には前掃部頭親能を筆頭に伊賀前司、縫殿助に遠江権守が相並び、その後に源民部大

夫、伏見民部大夫、中右京進、善隼人佑、善兵衛尉、平民部丞、越後守などほとんど「文士」たちで占められているのが注目される<sup>(63)</sup>。こうした諸社詣の一方で四月の始めには頼朝は禁裏で兼実に対面しているが、退出は深更に及んだという<sup>(64)</sup>。翌々日には六波羅御亭にかの民部卿経房が参上し頼朝と「盃酒之儀」があり、因幡前司広元が候じ、この間の「云旧院御代事、云当時御世務事等」談話は数刻に及んだという<sup>(65)</sup>。経房の退出後は前掃部頭親能を御使として砂金龍蹄などを送りとどけている<sup>(66)</sup>。さらに五月末に天王寺より帰洛したあと頼朝は参内し、その次いでに兼実に対面し「都鄙理世事、御談話非一<sup>(67)</sup>」というから大いに話がはずんだということであろう。第一回の1191（建久元）年十一月、頼朝と兼実との話合の内容などそれ以降のことについてはかって拙稿「中世初期政治史研究」で言及しているところである。翌々日には將軍家の御使として前掃部頭親能が高野山に向っているがこれはかの東大寺重源上人が去る十三日に遂電し高野山におるとのことなので帰るよう説得するためであった<sup>(68)</sup>。いずれにしても、頼朝は石清水をはじめとして諸社詣を行う一方で、兼実や経房の他にも丹後二品局などとも対面しているのである。こうしてこの度の上洛は「朝幕」間にとて上々の首尾のようにみえたが、丹後二品局が頼朝の招きで六波羅亭に参上し、政子と姫君とも対面していることは重要である<sup>(69)</sup>。この折りに二品局には贈物として銀作蒔簪（砂金三百両）白綾三十端などが送られている<sup>(70)</sup>。というのはここに將軍頼朝の大姫入内の意図を読みとることができるからである。もっともこの試みは結果的には実現しなかったものの、頼朝もまた平清盛などと同様に「朝家」と外戚関係を結ぶことに意欲をもっていたことは確かなようで、平安期以降の藤原氏をはじめとする諸権門が「朝家」との間に取り結ぼうとした関係=外戚関係については頼朝とても例外ではなく、かかる枠組みは容易に立ち切ることができなかつたように思われる。こうした関東の志向は「忠臣之礼」にもとづく「合体」の一形式ということができようか。この時期ではかかる娘の入内では兼実の娘任子の入内は1191（建久元）年には実現しているし、彼の政敵土御門通親は幼女在子を入内させ、前者が建久六年に女子を後者が男子を生んだことから翌年任子は宮中を退出し、兼実も関白を辞し弟兼房も太政大臣を辞するなど、いわゆる「建久七年の政変」が進行することになるのである。

- 註 (1) 吾妻鏡 文治二年七月廿六日条。  
 (2) 吾妻鏡 文治二年閏七月十九日条。  
 (3) 吾妻鏡 文治二年六月廿一日条。  
 (4) 註 (2) と同じ。  
 (5) (6) (7) 吾妻鏡 文治二年十一月廿四日条。  
 (8) 吾妻鏡 文治二年十月一日条。  
 (9) 吾妻鏡 文治三年二月十六日条。  
 (10) 吾妻鏡 文治三年六月廿一日条。  
 (11) 吾妻鏡 文治二年三月廿三日条。  
 (12) 吾妻鏡 文治二年五月十三日条。  
 (13) 吾妻鏡 文治三年八月十九日条。

- (14) 註 (13) に同じ。
- (15) 吾妻鏡 文治三年八月廿八日条。
- (16) (17) 吾妻鏡 文治三年十月廿五日条。
- (18) 吾妻鏡 文治三年十一月廿八日条。
- (19) 吾妻鏡 文治四年十二月十二日条。
- (20) 吾妻鏡 文治四年七月十一日条。
- (21) (22) 吾妻鏡 文治四年十二月三十日条。
- (23) 吾妻鏡 文治四年五月十七日条。
- (24) 吾妻鏡 文治三年九月廿二日条。
- (25) 吾妻鏡 文治五年七月十九日条。
- (26) 吾妻鏡 文治四年十二月十七日条。

病気のため相模国大友郷に住んでいて、この日（十二月十七日）より出仕したという。

- (27) 吾妻鏡 文治五年八月九日条。
- (28) 吾妻鏡 文治五年十一月七日条。
- (29) 吾妻鏡 建保六年十二月廿六日条。
- (30) 註 (29) に同じ。
- (31) 吾妻鏡 建久元年九月十五日条。
- (32) 吾妻鏡 建久元年九月二十日条。
- (33) 吾妻鏡 建久元年十一月七日条。
- (34) 吾妻鏡 建久二年正月十五日条。

この上洛の意味については拙稿「中世初期政治史研究」第九章二節で詳述している。

- (35) 吾妻鏡 建久二年四月三日条。
- (36) 吾妻鏡 建久二年五月三日条。
- (37) 註 (35) に同じ。
- (38) 吾妻鏡 建久二年五月八日条。
- (39) 吾妻鏡 建久二年五月十二日条。
- (40) 註 (39) に同じ。
- (41) 吾妻鏡 建久二年六月九日条。
- (42) 吾妻鏡 建久二年十月廿日条。
- (43) 吾妻鏡 建久三年三月二日条。
- (44) 吾妻鏡 文治二年七月一日条。
- (45) 吾妻鏡 建久四年二月廿五日条。
- (46) 吾妻鏡 文治五年閏四月三十日条。
- (47) 吾妻鏡 文治元年二月十九日条。
- (48) (49) 吾妻鏡 建久三年二月四日条。
- (50) 吾妻鏡 建久二年十二月廿四日条。
- (51) 註 (50) に同じ。
- (52) 吾妻鏡 建久三年三月十六日条。
- (53) 吾妻鏡 建久三年七月廿六日条。
- (54) 吾妻鏡 建久三年八月五日条。
- (55) 註 (54) に同じ。
- (56) 吾妻鏡 建久四年八月二日条。
- (57) 吾妻鏡 文治元年五月廿五日条。
- (58) 註 (56) に同じ。
- (59) 吾妻鏡 建久五年三月九日条。
- (60) 吾妻鏡 建久五年四月三日条。
- (61) 吾妻鏡 建久五年五月廿四日条。
- (62) 吾妻鏡 建久五年十二月二日条。

- (63) 吾妻鏡 建久六年三月十日条。
- (64) 吾妻鏡 建久六年四月十日条。
- (65) (66) 吾妻鏡 建久六年四月十二日条。
- (67) 吾妻鏡 建久六年五月廿二日条。
- (68) 吾妻鏡 建久六年五月廿四日条。
- (69) (70) 吾妻鏡 建久六年三月廿九日条。

### (3) 頼家時代の「文士」たちの活動

ここでは將軍頼家時代以降を中心に引き続き「文士」に注目して検討していきたい。治承寿永の争乱期から1199(正治元)年というと19年ほど経過したことになるが、本稿の検討課題、「朝幕」関係からする時代の節目としては1196(建久七)年のかの「建久七年の政変」におくことが妥当だと考える。この政変は周知のように関白兼実の娘宣秋門院(任子)が皇子を生むことができず内裏から退出する破目となり、それを機に兼実は関白の上表を待たず罷免され弟兼房も太政大臣を罷めさせられ、同じく弟の慈円も天台座主、法務、権僧正、護持僧など悉く罷めしており、これらの地位は基通の関白を始めとしてその政敵たる通親側の手中とするところとなつたのである。この企ては通親をはじめとする後白河法皇の寵臣丹後局や皇弟承仁親王らが加わって隠密裏に行われたため、頼朝などもその策謀を見抜くことができなかつたようである。政変にさきだつ建久五年閏八月には能保は病を得て出家し、翌々年の建久七年の政変によって兼実ら親幕派の公卿たちが政界から一掃され茫然として挙措を失い翌八年十月に死去し、その子高能も翌年に早世し、幕府は「朝家」における重要な手足を失うことになったのである。この能保は早期に北条時政に代つて洛中守護を務め、「朝臣」に列しながら幕府の立場も代弁する位置にあって朝野の畏憚する存在だったことは前述した。その妻は頼朝の推挙によって後鳥羽上皇の乳母となり、大納言三位を称した。摂政兼実との関係では前述のように娘を兼実の嫡男良経に嫁がせているのである<sup>(1)</sup>。また自からは従二位権中納言に昇進しているのである。さらにいえばかの吉田経房は1184(元暦元)年頼朝の推挙により権中納言、議奏にも推挙され「朝幕」間のとりもに意を用いた。1191(建久元)年には民部卿、「96年中納言、「98年には大納言となつたが、1200年(正治二)年には出家し没している。彼もまた「朝幕」間にあって執奏・伝達の重要な仕事を行つていたのである。吉田経房の死の前年には当の頼朝も没しているのである。こうしたことからみて「朝幕」関係は人脈的には大きく変化し、以前のような活発な交渉もなくなつて、交渉上では消極的・内向志向となり、むしろ幕府の内部固めの方に力点がおかれるようになったのである。しかしながらかかる消極的で内向志向が助長されたのは単に親鎌倉派の公卿たちを失つたことからくるものばかりでなく、別の事情があつたこともみておく必要があろう。というのは前述の如く頼朝が後白河法皇との関係で心をくだいたのは「是則忝合靜之儀、依被重君臣之礼也<sup>(2)</sup>」ということであった。このことは治承寿永の内乱の過程を経て、平氏・義仲軍を征服し、それにつづく南方の貴賀井島の征服、北では奥州合戦で勝

利し、こうした軍事上の勝利を背景にし政治経済問題の交渉に入り、建久年間では將軍問題も実現し、大姫の入内問題を除けば懸案問題はほとんど達成しているのである。したがってこの後の関東ではこの成果をいかに守り育てていくかにあったのである。具体的には將軍の継承問題とか有力武将の抗争を如何に鎮静するかが課題となるわけである。なお、前述の「忠臣之礼」にみる関東の主張についてつけ加えれば、かかる主張は頼朝などは当初からもっていたもので、宣旨や院宣の忠実な履行者であると自負していたのである。それを「天下政道」として表明したのが前述のように1186(文治二)年四月で、「天下政道」はそれ以前に実現した議奏公卿によって行われるべきであることを言上していたのである。勿論、君主の存在を前提しているわけであるから議奏公卿たちにしても私なく諛わずに賢慮をめぐらして申し沙汰すべきであるとしているし、関東の鎌倉殿とのかかわり方としては「武器之家」を継承している身であるから原則として朝家の「公務」にはかかわらないといっているのである<sup>(3)</sup>。それ故に「朝家」としていつたん実施することに決したからにはたとえそれが頼朝の申状であっても理不尽な裁許を行うべきではないともいっているのである。ただし、下された「勅宣院宣」が朝のため世のため違乱の発端となるようなことに対する対応では再三にわたって覆奏するというものであり、宣旨や院宣の無条件履行ということではないのである。何故なら思って申しあげないのは「忠臣之礼」にはずれるというわけである<sup>(4)</sup>。つまり、こうした立場での「君臣之儀」とか「君臣之礼」を貫くとの態度表明なのである。さらにこうした方向を貫く「朝幕」間の連結のあり方を「合体之儀」ということもできるし、建久二年三月の公家新制では「上(朝家)和下(武家)睦之世<sup>(5)</sup>」と表現しているのである。この場合の前右近衛大将源朝臣(頼朝)の役割は宣旨などをうけて京畿諸国所部官司等とともに海賊盜賊等を追捕するという役割などを法制上でも規定することになったのである。

1199(正治元)年二月に頼家は頼朝の遺跡を引き継ぐことになり、一月廿日には左中将に任じられている。こうして頼朝の死後いまだ二十日も経ていないものの綸旨等が到着したことであって吉書始めが内々の儀をもって行われている。出席者は北条時政をはじめとして兵庫頭廣元朝臣、三浦介義澄、前大和守光行朝臣、中宮大夫属入道善信、八田右衛門尉知家、和田左衛門尉義盛、比企右衛門尉能員、梶原平三景時、藤民部丞行光(行政の子息)、右京進仲業、文章生宣衡らが政所に列着し、善信が吉書を草し、仲業が清書を行い広元が持参し頼家が寝殿で披覧したという。ここで注目すべきことは侍所の関係者や、有力武将の出席の比重が高いことであろう<sup>(7)</sup>。こうして二ヶ月程後の三月十二日に重要な取り決めがなされている。

諸訴論事、羽林直令決断給之条、可令停止之、於向後大小事、北条殿、同四郎主并兵庫頭広元朝臣、大夫属入道善信、掃部頭親能在京、三浦介義澄、八田右衛門尉能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原平三景時、民部大夫行政等加談合、可令計成敗<sup>(8)</sup>というものである。ここで注目すべきは頼朝なきあとの「訴論」については頼家が直ちに決断することを停止して十三人の談合で成敗することになったというものである。これは第一に将

軍の権限に制限が加えられたこと。第二は十三人の談合衆の構成で注目されるのは北条氏が二人（時政・義時）、いわゆる「文士」出身の御家人が4人であとの7人はいずれも幕初以来の有力武将たちであり、彼等の比重がたかまつことであろう。さらにいえば以前からの傾向であるが源家一門の足利、新田、武田、佐竹、平賀といった人達が失脚したり遠ざけられてこのメンバーには一人も入っていないことである。また「文士」と「勇士」の溝が接近するなかで武士の有力御家人たちが幕府政治の中核部に進出してきたことなどであろう。ところで十三人衆の一人掃部頭親能は在京中とあったが、彼は姫君（三幡）の病気により六月になって京都よりかけついているが洛中での「重事沙汰」と「縷頭」のため遅参したというが、建久政変以来の洛中での「朝家」との交渉や域内の取締りで多忙だったのである<sup>(9)</sup>。その姫君は六月末日に十四才で死去したため、この掃部頭親能は乳母夫であることから出家をとげ、姫は親能の龜谷堂の傍に葬られたという<sup>(10)</sup>。親能と源家とのつながりの一端が知られるのである。

この年の七月、安達景盛の妾を將軍頼家が奪うという事件が起き、景盛がこれを恨んでいるとの梶原景時が讒訴したことから小笠原弥太郎臣下の將軍近仕の武士が軍士を召集して景盛を誅すべきとの沙汰が行われたため御台所の政子が動いて合戦となるのを未然に防いでことなきをえている<sup>(11)</sup>。このとき政子は「幕下薨御之後、不歿幾程、姫君又早世、悲歎非一之處、今被好鬪戦、是乱世之源也、就中、有景盛其寄<sup>(12)</sup>」と述べ、景盛に野心などない旨の起請文を書かせて頼家に献じさせたという。そのついでに以下のような忠告を行ったという。

昨日擬被誅景盛、楚忽之至、不義甚也、凡奉見當時形勢、敢難用海内之守、倦政道而不知民愁、娯倡棲而不顧人謗之故也、又所召仕、更非賢哲之輩、多爲邪佞之属、何况源氏等者、幕下一族、北条者我親戚也、仍先人頻被施芳情、常令招座右給、而今於彼輩等無優賞、剩皆令喚実名給之間、各以胎恨之由有其聞、所詮於事令用意給者、末代不可有濫吹之儀之旨、被盡諷諫之御詞云々（傍点筆者）<sup>(13)</sup>

政子は頼家に対し安達氏に関しては以上のように配慮するよう説いているが政子が頼朝は幕下一族=源家一族に対して頻りに芳情を施したというのは少し違っているように思う。というのは頼朝が將軍として彼等に接していることをみていたことが頼家をして「剩皆令喚実名給<sup>(14)</sup>」といった行為をとるようになり恨みを買うことになったとみた方が事実に近いというべきであろう。ということは政子のいうように頼朝が北条氏に対してはともかく「幕下一族」に芳情を寄せたというのは事実と違うよう思うからである。

ところで問題の讒言を行った景時がこの年の十月にまた問題を起こしているのだが、その前にこの景時について若干のスケッチを行うならば、彼はかの石橋山合戦で逃亡した頼朝の在所を知りながら故意に見逃して窮地を救い、まもなく頼朝のもとに参向して以降大いに信任されたのである。侍所設置にあたっては所司となり、1192（建久三）年には臨時に別当職を預かつたにすぎなかったにもかかわらず九年間も掌中にしつづけた人物である<sup>(15)</sup>。1192年（正治元）年に頼朝が薨じたあとは北条時政、義時らを中心とした有力御家人=宿老十三名による談合衆

＝合議体の一員となっているし、幕府内でも侍所別当として隠然たる勢力を誇っていたが、十月になって頼朝時代では「無双近仕<sup>(16)</sup>」といわれた結城七郎朝光を頼家に叛旗をいだくものと讒言したことが発端で、朝光は「断金朋友<sup>(17)</sup>」である三浦義村に相談したところ景時の讒訴によって命を落とした者は多いとして結束して対抗することになり、千葉・三浦・和田氏など御家人六十六名からなる景時排斥の弾劾文を頼家に提出することになり、その訴状の執筆には景時に宿意をいだき、かつ「文筆譽<sup>(18)</sup>」のたかい親能の家人前右京進仲業が書くことになったという。こうして六十六人の署判を得て和田義盛と三浦義村が広元朝臣に提出しているのである。だが十一月になっても訴状が披露されなかったことに怒った和田義盛は「貴客者爲関東之爪牙耳目、已歴多年也、怖景時一身之權威、閣諸人欝陶、寧叶憲法哉云々（傍点筆者）<sup>(19)</sup>」といって詰めよったという。頼朝なきあとの侍所別當で勿論有力御家人の梶原氏にはさすがの広元も恐れをなしたようである。こうして広元は件の連署状を將軍頼家に提出することになったが、景時はこれに対して何の申し聞きもできず子息親類を率いて相模国一宮に逃れている<sup>(20)</sup>。その後景時は「謀叛」を企て「武田兵衛尉有義請景時之約諾、密欲上洛之由、依聞其告（下略）（傍点筆者）<sup>(21)</sup>」とあり、甲斐源氏武田有義を將軍に擁立し京都に赴いて幕府に対抗しようとしたようである。しかしながら景時は翌年の正月二十日に駿河国清見関付近の狐崎で討伐されることになったのである<sup>(22)</sup>。なお、前述の六十六名の署名者にはこの度の事件の前の安達氏の件にかかわった安達盛長・景盛も名を連らねていたことは勿論であったし、いわばこの種事件では恒例となる將軍擁立問題で武田有義の名があがっていることは注目される。また二月になって掃部頭広元朝臣や間注所執事の善信らが景時らが関東を逐電したことを京都に披露したところ、仙洞では五壇修法が行われていて「不知其故云々<sup>(23)</sup>」ということであったという。これに対して関東方では尤も怪しむべきことだといっている。何故なら「景時逐電之由、誰人所申哉、兼經奏聞、欲上洛之條無異儀歟云々（傍点筆者）<sup>(24)</sup>」ということであったので、この京都側の態度に疑問を呈している。つまり、頼朝時代とやや異なった「朝幕」関係をここに垣間みることができるのである。

さて、1200（正治二）年でこの他に指摘しておくべき点としては二月末日に頼家は鶴岡八幡宮に参詣しているのだが、將軍の御後衆廿人は以下の如きメンバーであった。

相模守惟義	武藏守朝政
掃部頭広元	前右馬助以広
源右近大夫将監親広	江左近将監能広
中右京進季時	小山左衛門尉朝政
後藤左衛門尉基清	八田右衛門尉知康
嶋津左衛門尉忠久	所右衛門尉朝光
和田左衛門尉義盛	笠原十郎左衛門尉親景
山内刑部丞経家	大友左近将監能直

若狭兵衛尉忠季 千葉平次兵衛尉常秀  
天野右馬允則景 中条右馬允家長<sup>(25)</sup>

この場合、先陣の隨兵十人の先頭はかの結城七郎朝光と三浦平六兵衛尉義村で、後尾の二人は江間太郎頼時（泰時）と北条五郎時直であった。また御後衆二十人の次の後続の隨兵にはあの安達九郎景盛などがみえ、次の廷尉には新判官能員などがみえる。御後衆の先頭は源氏一門の二人がたち、そのあとに広元らがつづき、三列目に源親広（広元子息・土御門通親の猶子）が大江能広とならんとつづいている。広元の子息親広が土御門通親の猶子となって「源」を称していることは「文士」の家系が関係しているであろうし（父広元との関係）兼実の政敵通親の関東えの接近策をこうした面でもみることができる<sup>(26)</sup>。そのあとには掃部頭親能の子息中右京進季時が有力武将朝政とならんとつづいている。こうした広元や親能の二世の進出ということであればこの年の十月、安達源三郎親長と山城三郎行村が日頃から官途を所望していて馴負尉に推挙され<sup>(27)</sup>、十月末に京都使者が持参した除書によると頼家が左衛門督従三位に叙せられ安達親長と山城行村（行政の子息）が「少尉」に任じられている<sup>(28)</sup>。さきの廿人衆の中には行政・行村父子の名はみえないものの、ここにも「文士」の二世の進出をみることができ。この山城三郎行村の父は幕府草創期から頼朝の側近として活躍し、公文所の設置とともに寄人、政所設置にあたっては「令」となり、前述の十三人の談合衆にも名を連ねている民部大夫行政であった。なお、この年の任官でいえば、四月に北条時政は遠江守従五位下に叙せられている<sup>(29)</sup>。このところの十三人の談合衆のトップに立つことに対応する位置=官位ということができようか。なお、前述の季時の父親能のこといでいえば猶子の大友左近将監能直も名を連ねている。いずれにしてもこの御後衆二十人のなかに「文士」の系列に属するものが五人もみえ、二世が序々に活躍しつつあることが注目される。

次ぎはこの年の年末に頼家は政所に命じて諸国の田文等を召し出させ、治承養和以後新恩地で人ごとに五百町を過ぎたものはその餘剰を無足の近仕に給うとして、日頃内々に沙汰に及び昨日より施行するよう別当広元に命じたという。このため広元朝臣以下の宿老はことに周章し、この日問注所執事善信が頻りにそれとなく戒したため急ぎ実施に移すことはとりやめ明春ということになったという<sup>(30)</sup>。この通り実施するとなれば大変な事態となるわけで、「文士」系の広元や善信を含む宿老の反対で実施が延期となったわけであるが、これは頼家の近習たちに配慮することによって宿老政治を少しでもかえようといった意図があったものと思われる。つまり、談合衆などの宿老政治が將軍頼家の政治に掣肘を加えてきたことに対する反発とみてよいであろう。

さて、翌年の正月中旬に、入道従五位下行大炊助源朝臣義重（法名上西）が死去している<sup>(31)</sup>。この義重の死去にかかわって北条政子は掃部入道（親能）亀谷宅で御鞠があり、兼てから決まっていたこともあって出席しようとしていた頼家を以下のように叱責している。政子は義重は「源氏遺老、武家要須也、而去十四日卒去、未及廿日、御興遊、定貽人之謗歎、不可然云々（傍

点筆者)<sup>(32)</sup>」といっているが、生存中は例えば治承の頼朝蜂起にあたり参加が遅いたことなどもあって一族の里見氏などと違って冷遇されてきたのが実情で「源氏遺老」義重を引きあいに出して興遊をさとしたにすぎなかつたとみるべきであろう。

その翌年、即ち1203（正治三）年正月に將軍の若君一万君が鶴岡宮に奉幣し神馬二疋を献納し、その後御神樂が行われた。そのさい大芥の詫宣があり「若君不可繼家督、岸上樹、其根已枯、人知之、而恃稍縁（傍点筆者）<sup>(33)</sup>」ということであった。この種の詫宣をどう扱うかは問題であるが、將軍頼家の前途に問題が生ずる「前兆」を予想させるのだが、この年の八月十五日の鶴岡放生会は例の如く行われたものの將軍家の「御不例」に依り出御はなかつたのである<sup>(34)</sup>。もっとも、その一週間ほど前は「太辛苦」ということであり<sup>(35)</sup>、月末には將軍家御不例が締危急であるとみて讓補の沙汰があつて関西卅八ヶ国地頭職を舍弟千幡君に、関東廿八ヶ国地頭并惣守護職を長子一幡君に充てられたというのである。このことに関して將軍家の外祖比企能員の態度として「潛憤怨讓補于舍弟事、幕外戚之權威、挿獨歩志之間、企叛逆、擬奉謀一幡君并彼外家已下云々（傍点筆者）<sup>(36)</sup>」とあり、娘の若狭局は將軍頼家に嫁し一幡を生み外戚の地位を確保していたことにより今度叛逆を企てるにいたつたというのである。この比企能員は比企尼が頼朝の乳母であった関係で早くから頼朝に仕え、平氏追討に従軍したあの奥州藤原泰衡追討では北陸道大將軍、翌年の大河兼任の乱では東山道大將軍として従軍し、信濃・上野の守護を務め頼朝の側近として仕え、二代將軍のもとでは娘の若狭局が頼家に嫁して一幡を生み外戚の地位を確保し、頼朝死後の十三人の談合衆にも加わり、次第に北条氏と対立するようになったのである。前述の如く頼家の病氣中に、時政は一幡と弟の千幡に譲ることにしたため、能員はこれに憤り頼家と謀り時政追討を相談したことが政子にもれ、仏事にこと寄せて呼び出され謀殺され、一族郎党は一幡を擁して小御所に拠ったものの敗れ<sup>(37)</sup>、頼家も九月のはじめには將軍を廢されたのであった<sup>(38)</sup>。この間、時政が能員を討つにあたっては政所別当広元に相談し決行することになるのだが、時政の問い合わせに広元は自からを「幕下將軍御時以降、有扶政道之号、於兵法者、不弁是非、誅戮否、宣有賢慮云々（傍点筆者）<sup>(39)</sup>」と述べ、自からの立場は兵法を弁まえない「文士」であるといっているのが注目される。その立場から誅戮すべきか否かの判断を留保しているのである。かくして頼家將軍下でのかの十三人の談合衆のうち梶原景時、比企能員が誅戮され、一族の家人なども運命をともにしたのである。なお、談合衆の一人安達盛長の場合は子息景盛が前述の如く窮地に立ったものの政子の計らいで起請文の提出で難を免れたのである。いずれにしても、頼家をはじめとして有力武将などを追却して北条時政は幕府内でも優位な地位を確保するにいたるのだが、そうした中で広元に代表される「文士」は職務に忠実な吏僚としてしたたかに生き抜いているのである。もっともこの比企能員と北条氏との対立にあたっては広元は「世上之爲軀、尤怖畏歟<sup>(40)</sup>」とみていて時政より二度目の呼び出しに対しては今朝重要なことは細部にわたって評議したのに「又恩喚之條、太難得其意、若有不慮事者、汝先可害予言者（傍点筆者）<sup>(41)</sup>」といって従者の飯富源太宗長を

ともなって出向いている。このように広元も命がけで時政の許に出向いたのである。もっとも、この呼び出しに対して広元は「家人等多以進從之處，称有存念悉留之（傍点筆者）<sup>(42)</sup>」ということで飯富源太宗長のみを相具して家人の悉くを留めたというからこれでみると「文士」とはいえ関東にあってかなりの年月の経過するなかで多くの「所領」と「家人」を擁するようになり、「文士」として職務に徹する一方で実態としては武士=勇士と遜色のない存在に転化している側面のあることはみておく必要がある。

この年の後半では「文士」の一人である掃部頭入道寂忍（親能）の京都守護の活動が注目される。一つはかの叡山の堂衆と学生との確執が合戦にまで及んでいることが鎌倉に報告されている<sup>(43)</sup>。他の一つは十一月中旬に佐々木定綱と中条家長が使節として上洛しているのだが、それは以下のことを指示するためであった。

是將軍御代始也，京畿御家人等，殊挿忠貞，不可存貳之由相觸之，且可召進起請文之趣，  
所被仰遣武藏守朝雅并掃部頭入道寂忍等之許也（傍点筆者）<sup>(44)</sup>

これによれば将軍の代始めにあたって、京都守護である朝雅と親能に在京御家人らに殊に忠貞をいただき二心なきよう相触れ、かつ起請文の提出を求めているのである。「文士」出身の親能も朝雅とともにこうした任務を遂行しているのである。丁度、この頃、八王子山を城郭としていた堂衆に対して官軍を遣わしこれを攻め退散させたが、味方もかなりの犠牲を出したとの報告がみられた<sup>(45)</sup>。また翌年三月には親能に対して「鎮西乃貢<sup>(46)</sup>」の勘定を行うよう指示している。こうした仕事には「文士」的、吏僚的な側面がみられるが、京都守護は以上のような職務も遂行しているのであった。他方朝雅の方は伊賀伊勢両国の平氏の謀叛の追討を行っている。こちらの方はこの地域の「守護」である山内首藤氏の活動が大きな役割を果たしたのであった<sup>(47)</sup>。

次ぎに、この年の十月に実朝の「元服の儀」が時政の名越亭で行われたが、前大膳大夫広元朝臣、小山左衛門尉朝政、安達九郎左門尉景盛、和田左衛門尉義盛、中条右衛門尉家長已下御家人百餘人が侍座に着し、江間四郎主（義時）、左近大夫将監親広が雜具を持参し、理髪は時政、加冠は前武藏守義信が行い、次いで御休所に渡った後、御前物を進上しその時、義時、親広が陪膳、つまり給仕を行っているのである。いずれにしても、このような席に時政の子息義時、広元の子息親広が出席してしかるべき役割を果しているのが注目される<sup>(48)</sup>。さてこの同じ年の十一月に御願寺社の奉行人が定められている。これを10年前の建久四年と比較してみるとほしいところでは鶴岡八幡宮には江間四郎（義時）、薬師堂では親能にかわってかの広元の子息親広が務めることになっている。親能から親広に変わったのは親能が京都守護で洛中にあることが多かったからであろう。義時とともに広元の子息親広がこうした分野にも進出してきたことは世代交代が一段と進んでいるのが認められるのである。

註（1）吾妻鏡 建久二年六月九日条。

- (2) 吾妻鏡 建久三年三月十六日条。
- (3) (4) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条。
- (5) 建久二年三月令（公家新制）
- (6) (7) 吾妻鏡 建久十年二月六日条。
- (8) 吾妻鏡 正治元年四月十二日条。  
しかもつづけてその他の輩は「無左右不可執申訴訟事之旨此定之」とあるのである。
- (9) 吾妻鏡 正治元年六月廿五日条。
- (10) 吾妻鏡 正治元年六月三十日条。
- (11) 吾妻鏡 正治元年七月廿六日条。  
同八月十八日条。同十九日条。
- (12) 註 (11) に同じ。
- (13) 吾妻鏡 正治元年八月二十日条。
- (14) 註 (13) に同じ。
- (15) 吾妻鏡 正治二年二月五日条。
- (16) 吾妻鏡 正治元年十月廿五日条。
- (17) 吾妻鏡 正治元年十月廿七日条。
- (18) 註 (17) に同じ。
- (19) 吾妻鏡 正治元年十一月十日条。
- (20) 吾妻鏡 正治元年十一月十三日条。
- (21) 吾妻鏡 正治二年正月廿八日条。

伊沢信光の武田有義と景時の与同の件についての言上によれば景時の一封の書状から「凡景時誇二代將軍寵愛，振傍若無人之威，多年積惡，逐叛其身之間，爲諸人向背也，仍挿逆叛之思，且爲経奏聞，且爲語鎮西之士，擬上洛之刻，恃日來芳契，重源家旧好兮，以彼武衛，爲立大將軍，所送之書札，自然落置旧宅云々（傍点筆者）」というように武田擁立の事情について記している。

- (22) 吾妻鏡 正治二年正月廿日条。
- (23) (24) 吾妻鏡 正治二年二月廿二日条。
- (25) (26) 吾妻鏡 正治二年二月廿之日条。
- (27) 吾妻鏡 正治二年九月廿五日条。
- (28) 吾妻鏡 正治二年十一月七日条。
- (29) 吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- (30) 吾妻鏡 正治二年十二月二十八日条。
- (31) 吾妻鏡 建仁二年正月十四日条。

そういうえば前年の建仁元年三月に、千葉介常胤（年八十四才）父は従五位下行下総介常重一男が死去しているし、正治二年正月廿三日には相模介平朝臣義澄（年七十四才、三浦大介義明男）が死去している。

- (32) 吾妻鏡 建仁二年正月廿九日条。
- (33) 吾妻鏡 建仁三年正月一日条。
- (34) 吾妻鏡 建仁三年八月十五日条。  
奉幣御使は大膳大夫広元朝臣であった。
- (35) 吾妻鏡 建仁三年八月七日条。
- (36) 吾妻鏡 建仁三年八月廿七日条。
- (37) 吾妻鏡 建仁三年九月二日条。
- (38) 吾妻鏡 建仁三年九月七日条。
- (39) 吾妻鏡註 (37) に同じ。
- (40) 註 (37) に同じ。
- (41) 註 (37) に同じ。
- (42) 註 (37) に同じ。
- (43) 吾妻鏡 建仁三年九月十七日条。

- (44) 吾妻鏡 建仁三年十月十九日条。
- (45) 吾妻鏡 建仁三年十月廿六日条。
- (46) 吾妻鏡 元久元年三月廿二日条。
- (47) 吾妻鏡 元久元年三月九日条。
- (48) 吾妻鏡 建仁三年十月八日条。
- (49) 吾妻鏡 建久三年十一月十五日条。

#### (4) 実朝時代の「文士」たちの活動

1205（元久二）年六月、畠山重忠の子息重保は北条時政の後妻牧方の女婿平賀朝雅と争って時政に殺され、ついには重忠も義時の大軍と武藏二俣川の戦いで敗死している<sup>(1)</sup>。次いで牧方が朝雅を將軍にたてて実朝を謀る企てのあることが発覚し、義時は実朝を擁護するとともに時政を出家に追いやり<sup>(2)</sup>、牧方は伊豆北条に隠退させられたのである。この問題は北条時政の落餒にとどまらず同日義時は執権の座についているし、広元と藤九郎景盛は義時亭に参會して評議の上で使者を京都に派遣し、平賀朝雅を誅すべき由在京の御家人に指示している<sup>(3)</sup>。その一週間ほど後に朝雅は仙洞に候じ碁会に興じたあと六角東洞院の宿廬を退出したところを襲われ命を落としている<sup>(4)</sup>。ところで宇都宮頼綱は北条時政の女婿で源頼朝の猶子である平賀朝雅を將軍に擁立しようと計った時政の陰謀に加わった疑いをうけ、翌月の七日には謀叛が発覚したため、すでに「一族郎党」を引率して鎌倉に参るとの風評がたつたという<sup>(5)</sup>。こうして義時、広元、能員らは評議し下野守護小山朝政に追討するよう命じている。だが朝政は好のある宇都宮頼綱を討つことはできないとして他の人に命じて欲しいと断る一方で、頼綱の説得にあたり、頼綱としては義時の許に謀計の企てはしていない旨の書状を提出して許され合戦にはいたらなかったのである<sup>(6)</sup>。これらの一連の動きのなかで義時、広元、景盛らが評議して方針を決めて実行に移していることと他方で畠山重忠問題にかかわって牧方が源家一門である平賀朝雅を將軍に擁立することがみられたことである<sup>(7)</sup>。こうしてこの年の十月、親能の子息駿河前司季時が京都守護となって上洛しているが、これは平賀朝雅の敗死したことによるものであろう<sup>(8)</sup>。こうして親能と親子で京都守護の任務についたことになったのである。

1208（承元二）年でいうと、三善康信の「文庫」の焼失についてふれておきたい。この件はすでに本論文(1)でふれているのだが、彼の名越家の山際に立てられていた「文庫」には「將軍家御文籍、雜務文書并散位倫兼日記已下累代文書」が納められていて、今度の火災でその悉くが灰燼にきしたのであった。さすがの善信もこれを聞き「愁歎之餘、落涙数行、心神爲烟然<sup>(9)</sup>」といことであったという。勿論この文庫は問注所にかかわる幕府の公的なものが大部分であろうが執事としての康信が多量の「情報」を掌握していたことは当然で、彼の文士として果した役割はこれ一つとっても大きなものであることはあきらかである。この年の十二月、幕初以来、「文士」として合戦に参加するなどする一方で、親能は広元ともども上洛し、交渉にあたるとか六条殿造営作事にあったり将軍頼家の時代からは京都守護としてほとんど在京することが多

かったのである。死去の前年の九月には伊勢平氏富田三郎基度の聟、盤五家次などを具して鎌倉に参着し罪科が明白となったことから禁遏を加えたあと翌月末に帰途についている<sup>(10)</sup>。その一年と二ヶ月程後に死去している。吾妻鏡は「正五位下行掃部頭藤原朝臣親能法師卒<sup>法名</sup><sub>寂忍</sub>年六十六、」と記している。「正五位下」であることも注目される<sup>(11)</sup>。もっとも、すでに前述したように子息季時は京都守護として上洛しているし、彼が死去して二年程で政所の寄人であった中原民部大夫仲業（親能家人）が問注所の寄人を兼ねるよう命じられているのである<sup>(12)</sup>。さらには、猶子大友能直がこれ以前に侍所で和田、梶原両氏の故障の場合には着到状の沙汰を行うよう命じられたことは前述したところである。こうみてみると親能の後継者たちは順調な発展をとげているとみてよいであろう。

翌1209（承元三）年で注目すべき問題としては和田義盛が將軍実朝に「上総国司」の推挙を内々に望み申したことであろう。早速実朝は政子に相談しているのだがその返事は以下の如きものであった。

- ① 故 將軍御時、於侍受領者可停止之由、其沙汰訖、仍如比類不被聽
- ② 被始例之状、不足女性口入之旨、有御返事之間、不能左右云々<sup>(13)</sup>

このように以上の事情から進展がみられないとして和田義盛は内々の打信から正式のものとすべく欽状を政所の広元の許に提出するにいたったのである<sup>(14)</sup>。この欽状の始めでは治承以降度々の勲功をあげたことについてふれ、後の方では今後の望みについてはただ「一事」つまり上総国司になることであると述懐していたという。こうした強い要望におされてか広元は内々に計るのであるが、暫く待つようにいって義盛を喜ばしている<sup>(15)</sup>。だが二年近くたつても返事がなく義盛は子息を通じてとうとう欽状を返すよう申し入れ勝手に取り消したとして広元らを怒らせている<sup>(16)</sup>。ところでこの問題は頼朝の時より「侍受領」は停止となっているということであるが諸大夫は五位、侍は六位ということで義盛は諸大夫に達していないということだったのだろうか<sup>(17)</sup>。一方、早い時期、例えば建久三年十一月の永福寺供養での將軍出御の御後の供奉人でみると武藏守義信、相模守惟義、信濃守遠光、越後守義資、豊後守季光、伊豆守義範、加賀守俊隆など、そのほとんどが源氏に出自をもつものたちである<sup>(18)</sup>。もっとも、広元が因幡守となったのは1184（元暦元）年であったし<sup>(19)</sup>、かの掃部頭親能は前述の如く「正五位下」であり、その子息季時は駿河守となっている。また建久四年三月には筑後守俊兼という存在もある<sup>(20)</sup>し、北条氏についていえば北条時政が遠江守従五位下に叙せられたのは1200（正治二）年四月一日であり<sup>(21)</sup>、義時が相模守に任じられたのは1204（元久元）年三月六日で従五位下に叙せられている<sup>(22)</sup>。またこの和田義盛と絶えず競合していた梶原景時は左大臣実定との特別な関係にあったこともあって頼朝の推挙によって美作国の日代に任じられていたのであった<sup>(23)</sup>。この場合は「受領」ではないがこうした事例も義盛の視野に入っていたであろうからこの時期ともなれば期待できると思ったのではなかろうか。1213（建保元）年二月、謀叛のかどで捕えられた安念法師白状によれば、上条三郎時綱に預けられた薗田七郎成

朝は遁れて祈祷師僧敬音と談じた折りに「年来有受領所望之志，不達前途者，不可及除髮云々（傍点筆者）<sup>(24)</sup>」といっているのである。こうした状況に加えてようやく梶原景時のあとをうけて侍所別当に返りざいた和田義盛としては受領所望は切実だったものと思われるし、それが達成されなかつたことは不満が残つたことであろう。

1209（承元三）年でとりあげるべき問題としてはこの年の十一月に弓勝負のあと負方衆が所課物を献じ宮中での御酒宴乱舞となり公私にわたつて逸興したことに対して義時や広元が意見をしているのだがそれは「武藝爲事，令警衛朝廷給者，可爲関東長久基之由（後略）（傍点筆者）<sup>(25)</sup>」というものであった。時政のあと義時と政所別当広元らが関東は武芸をこととして朝廷を警衛する、これが「関東長久基」といっている点が注目されるのである。

この翌々年の正月一日には義時が將軍に烷飯を進め武州（時房）が剣を持参し調度役人にはかの遠江大夫将監親広（広元子息）が務めているのである。この親広は相模守、民部權少輔、武藏守、式部少輔、正五位下などの官位を得ることになるのである。二日は大膳大夫広元朝臣が烷飯を沙汰し御劍役は子息親広であった<sup>(26)</sup>。さらに二月の鶴岡の御神樂の臨時祭の奉幣御使は右近大夫将監親広が務めているのである。ことほど左様に親広の活動がめだつのである。この年の三月では山門騒動のことで仰せ下される旨に任せて京畿御家人を催して園城寺を警固するよう京都守護の駿河守季時、左衛門尉広綱等に命じている<sup>(27)</sup>。このように「文士」の二世である親広や季時もいとも簡単に「受領」となつてゐるのである。ところで前述した信濃国の謀叛は故左衛門督殿（頼家）の若君尾張中務丞養君を大將軍に擁立して北条義時を討つたことにあったというが、千葉介成胤が生虜とした阿靜房安念は義時の許に召進されその扱いを広元と評議して山城判官行村の許に渡してその実否を糺問させることにしている<sup>(28)</sup>。この安念法師の白状によって和田一族の和田四郎左衛門尉義直、和田六郎兵衛尉義重、和田平太胤長らが捕えられ伊東祐長、伊東祐広、金窪行親らに預けられている<sup>(29)</sup>。一ヶ月後には上総国にあつた和田義盛は一族九十八人を引率して南庭に列座し囚人胤長の厚免を広元朝臣を申次として申請したもの。彼は今度の張本で計画をたてた人物であるとして許されず、行親の手から山城判官行村方に引渡されたされ罰するよう指示されているのである<sup>(30)</sup>。この時、胤長は面縛されたままで和田一族の座前で行村に引き渡されたことは義盛を怒らせるに充分だったのである<sup>(31)</sup>。その他では胤長の莊柄前の屋地（御所東隣）を取りあげ金窪行親、安東忠家ら義時の家人に分給したことに対しても子細を申すこともできなかつたという<sup>(32)</sup>。こうしたさなかに閑院造宮賞により実朝は正二位に、義時は正五位下で相模國の重任が認められているのである<sup>(33)</sup>。いずれにしても一族の面前での胤長に対する義時の扱いは「称失列參之眉目<sup>(34)</sup>」してその日より和田一族は悉く出仕を止めているのである。こうして五月の初めには和田氏は將軍を襲い合戦となるのだがその直前に義時に召された広元は相談に預かっている。合戦ともなれば「文士」であり政所別当でもある広元としては「爲警固御文籍、自法花堂還于政所、路次被副遣御家人等（傍点筆者）<sup>(35)</sup>とあるように御文籍の警固のために政所に帰つてゐるし、路次には御家人が

そえ遣わされているのである。侍所別当和田氏を相手とする義時側としては一時的には混乱したようで「雖依有多勢之恃，更難敗凶徒之武，重被廻賢慮歎，將軍家太令驚之給，防戰事，猶以擬被評議，于時廣元朝臣令候政所之間，有其召，而凶徒滿路次，非無怖畏，賜警固武士，可參上之由，依申之，（傍点筆者）<sup>(35)</sup>」という具合で、廣元はここでも警固の武士の応援をうけているのである。もっとも、五月二日三日の両日の合戦は決着し五日には「謀叛の輩」の所領を没収して勲功賞にあてることを決めているのである<sup>(37)</sup>。次いで義盛の闕による侍所別当には義時が就任し<sup>(38)</sup>、翌日にはかの左衛門尉行親を所司に定め、行村、行家、忠家らに今度の戦死者生虜等交名を注進するよう命じ、早速に進上させている<sup>(39)</sup>。もっとも、二日前にも味方の負傷者百八十九人を集めて実検を加えていてその奉行には山城判官行村があたり、行家、忠家を相副えたという。いずれにしても、「文士」である行村、義時の家人行親の活動が注目される。侍所については四年後には式部大夫泰時が別当に、山城大夫判官行村、三浦左衛門尉義村（御家人のことを奉行）、伊賀次郎兵衛尉光村（御出已下御所中雜事）、伊賀次郎兵衛尉光村（御家人供奉所役以下催促）があたり、この分野にも「文士」である前記行村が担当している点が注目される<sup>(40)</sup>。

ところでこの「和田合戦」では和田義盛は他の有力御家人たちが行なったような将軍擁立とか計画はなかったようであるが、いわばこの濫觴にあたり、かつ子息胤長らがかわった信濃国住人小笠原小次郎親平らは以前から謀逆を企てて故將軍頼家の若君である尾張中務丞養君を大將軍として擁立し義時と対決する企てをもっていたのである<sup>(41)</sup>。こうした有力御家人（=武士）による將軍擁立の動きは武田有義、平賀朝雅などの事例にまた一つ加えることになっている。このような動向は根が深く、ある意味では北条時政が頼朝を聟君したことや義経が聟君ではないが奥州の秀衡の支援を受けたこと、さらにはかの上総介広常が権大納言平時忠の子息時家を聟君としたように<sup>(42)</sup>、機会があれば外祖父として「將軍」などに押したてようという試みが潜在化していたとみてよいであろう。このようにみてくるとこの期に頻発した新たな將軍擁立による叛乱は所詮は軍事権門＝幕府内部の「権力闘争」にすぎず叛乱の側とて新しい展望をきり開く諸策をもっていたように思われないのである。再言することになるがかかる「権力闘争」からは既存の体制の変革の方向を見出すことはできないのである。

1216（建保4）年で注目すべきことはかの廣元が中原姓を大江氏に改めるべく勅裁を申請する考えを内々に「都鄙」との間で話合って、ついに女房を通じて許否を伺がったということである。その後は二階堂行光より正式に申入れて綸旨が下されたのであるが、これでみると内諾を得て申請書を出したものであろう。この問題はささいな問題のようにみられるが幕府側の有力者であるということも含めて「朝幕」間の関係を知る上で、またかつての「朝臣」の態度の問題としても注目すべきものではなかろうか。申請書は以下の如きものであった。

正四位下行陸奥守中原朝臣廣元誠惶誠恐謹言上

請殊蒙 天恩因准先例，改中原姓爲大江氏状

右、廣元謹檢案内、依有子細、令改氏姓者、漢家之彝範、本朝之恒規也、理氏改李、是則伯陽之先、姫姓遷蔣、又爲叔旦之後、田口斎名改紀姓、弓削以言爲大江、和唐之例、不可勝計、散位從四位上大江朝臣維光、依有父子之儀、已叶繼嗣之理、從四位下行掃部頭中原朝臣広秀、雖蒙養育之恩、欲改姓氏之籍、就中、頃年以來、中原成林、梓材之学校惟多、大江樂水、詞浪之知淵清少、早復本姓、可繼絕氏、望請天恩因准先例、令改中原姓、可爲大江氏之旨、被下宣旨者、弥仰皇澤之廣被、將知儒流之再興、廣元誠惶誠恐謹言

建保四年六月十一日 正四位下行陸奥守中原朝臣広元<sup>(43)</sup> (下略)

改姓にあたっての切実感がいまひとつなくその意図もどの辺にあるのかもはつきりしない一文である。この時期では広元は北条義時をしのぐ正四位下陸奥守であって、改姓によって絶氏をつぐことが儒流の再興だといっても、関東に拠点をおくかぎりではピンとこないのである。この根底には「文士」として「朝臣」としてのこだわりがあり、絶氏をうけつぐとか儒流の再興が広元にとっては最重要だと考えたのであろうか。なお、改姓が認められるまで二十日程であったことからみても何か政治的意図が感じられるのである。いずれにしても、こうした広元について考えてみると幕初以来の重大な政策や「朝家」との交渉にあたって、前記のような希望なり考えが根底にあったということは考慮しておく必要があろう。ということはそうしたスタンスからは「朝家」に対して対決するというよりは既存の体制の修復・継承の方に重点があり、そうしたことからくる限界のあることも認めざるを得ないのである。上総介広常などを単純に変革志向があった武士とすることはできないが「武士」的立場を貫徹しようとした点では広元などとは異なっていたし、その立場からみれば頼朝などとともに「朝家」に対し基本的には協調的であったことは否めない。

つぎに「官職」の問題でいうと1191(建久元)年四月、広元が廷尉等に任命されたことに対して頼朝より辞任を命じられたことがあったがその場合は関東祇候の者の「顕要官職」の兼帶が問題にされたのであった。もっとも、当の広元は二十五年も経過した実朝の官職問題などでは、御家人が京都に候せずして面々が「顕要官班」につくことを問題にしているのだが、こうしたことは「過分」、つまり「分」に過ぎたものといっているのが注目される<sup>(44)</sup>。しかしながら現実には「禁裏奉公」の御家人は一定程度存在したのであって、実朝が大将に任じられて鶴岡に拝賀するにあたって前駆を務めるべく鎌倉に帰参した新蔵人時広(広元子息)が任務を終えて帰洛するにあたって将軍の御機嫌を損じたことがあったのである。つまり、時広は侍所の行村を通じて禁裏奉公のため上洛することを申請したところ「先日已交其号於仙籍、下向之上者、強不可好還參歟、所存之企、似徧關東也(傍点筆者)<sup>(45)</sup>」といって帰洛が問題視されたのである。これに対して時広は望みは「廷尉」にあるとしても、「勞」はすんでおらずいまだに除籍になつていないことなどを理由に上洛を懇願し、関係深い義時の取りなしでようやく許されたのである<sup>(46)</sup>。かかる禁裏奉公は朝幕間における直接的な相互依存関係の存在を示すものであろう。この時広は広元の子息であり、このところ急速に頭角を現してきた広元の嫡子親

広の弟なのである。この兄の方でいえば、かの前関白兼実の政敵で建久七年の政変の立役者であった土御門通親に通じて猶子となって源氏を称したことがあったことは前述した。こうみると広元とその子息たちは単なる鎌倉御家人ではなく「朝臣」的性格を合わせもった存在であり、この一族のもつ「朝家」に対するスタンスがどの辺にあったかが想定できるのである。「朝家」の側でいえば権力を全一的に掌握することが不可能となったこの時期では軍事などは武家権門に依存せねばならず、御家人の禁裏奉公にみられるような「朝幕」両属の存在を一定程度許容しなければ体制の維持は難しいのである。

ところで京都に候せずに「顕要官班」に補任される御家人の存在の問題とそれ以上に関東にとって重大な問題は將軍実朝の任官問題であった。少し前ではかの和田義盛が上総国司の所望で広元などは苦慮していたのであるが、実朝の問題では義時の要請で広元が意見することになったのだが、結局は成功しなかったのである。つまり、この問題に対して実朝のいうところは「諫諍之趣、尤雖甘心、源氏正統縮此時畢、子孫敢不可相繼之、然飽帶官職、欲挙家名云々（傍点筆者）<sup>(47)</sup>」というものであって、自らは官職の昇進を計って家名をあげることとの主張であって、頼朝と異なって源氏正統とか子孫の繁栄には期待していないのである。かくして実朝は翌年の早々に権大納言、三月には左近大将となり、翌年の十月には内大臣に任じられている<sup>(48)</sup>。他方、その前年の十一月に陸奥守広元朝臣が所勞により出家し<sup>(49)</sup>、陸奥守は義時が兼任することになった<sup>(50)</sup>。またその翌年の7月には式部大夫泰時が侍所別当に就任しているのである<sup>(51)</sup>。こうして北条氏は幕府内での要職についても漸次占めることになったのである。実朝が右大臣に任じられたのは建保六年十二月で、同二十日の政所始は右京兆并當所執事信濃守行光、家司文章博士仲章朝臣、右馬權頭頼茂朝臣、武藏守親広、相州、伊豆左衛門尉頼定、図書允清定らが布衣を着して列座し、清書は図書允清定らが執筆したという<sup>(52)</sup>。注目されるのは政所執事に信濃守行光（行政の子息）がなり、広元の子息親広が武藏守で家司となっていることである。もっとも、政所執事は親広ではなく二階堂行政（政所令）の子息行光なのは早くから政所寄人の任にあったからであろうか。政所別当の方は將軍実朝の擁立とともに北条時政が掌握するにいたったのである。かくして実朝が將軍となった最初の政所始めは「遠州別当、広元朝臣已下家司各布衣等着政所<sup>(53)</sup>」とあるが、1205（元久二）年閏七月、時政失脚後は「今日相州（義時）令奉執權給云々<sup>(54)</sup>」とある。1218（建保六）年十二月の実朝右大臣就任にあたっての政所始めには前述の如く政所執事に行光がなり<sup>(55)</sup>、執事は二階堂系が占めるようになるのである。ところでこの時期侍所所司となっていた大夫判官行村が鶴岡宮大臣拝賀の供奉隨兵以下の沙汰を行ったこと<sup>(56)</sup>、子息の基行が荻野景員とともに服暇の小山兄弟の代わりに「文士」（基行）であったが隨兵を務めることができたことに関しては前述したところである。つけ加えておけばこの場合、供奉隨兵を基行が務めることに関して「子孫永相続武名之條、本懷至極也（傍点筆者）<sup>(57)</sup>」といっている点が注目されるのである。こうして二階堂基行は翌年正月拝賀にあたり、

次御車檻榔 車副四人平礼白張、牛童一人  
 次隨兵二行 小笠原次郎長清甲小 桜威 武田五郎信光甲黒  
 伊豆左衛門尉頼定甲萌 黄威 隠岐左衛門尉基行甲紅

(以下略) (58)

とあって、勇士にまじって基行が供奉隨兵の役を務めているのである。だが隨兵一千騎を従えたこの拝賀の儀も夜陰に及んで神拝事も終りようやく退出することになったところで公曉に襲われ將軍実朝は命を落としたのである。

実朝の死は翌日には洛中での「軍兵競起<sup>(60)</sup>」となり、仙洞より禁制の指示が出て静謐となつたというし、かの信濃守行光は六條宮、冷泉宮の両所に宮將軍下向申請のため政子の命により使節として上洛している<sup>(61)</sup>。この件は宿老御家人も望んでいるとして連署奏状を捧げたという<sup>(62)</sup>。その翌日には早くも伊賀光季は京都警固のため上洛している<sup>(63)</sup>。実朝の死は「朝家」と「関東」ではこのように対処しなければならなかつたのである。なおこの月末には莊嚴房律師行勇が戒師となって実朝夫人などが落飭し、さらに武藏守親広、左衛門大夫時広、前駿河守季時、秋田成介景盛、隠岐守行村、大夫尉景盛以下の御家人百人餘も出家を遂げたという<sup>(64)</sup>。これによれば広元の子息二人、親能の子息季時、二階堂行政の子息行村など、「文士」に出自をもつ有力御家人が世代交替して実朝に近仕していたことが解るのである。いずれにしても、「朝家」と「関東」とはこの実朝の死によって緊調關係がたかまつたことは確かでそのあらわれをあげれば一つには二月末に武藏守親広入道が京都守護として上洛していることである<sup>(65)</sup>。また一条中将信能が二品亭に参つていうには実朝との旧好を忘れずにいまも関東に祇候していたところ叡慮すこぶる不快の様子で、あまつさえ去る二月十九日には信能を解官するとの沙汰に及んだとのことで帰洛しなくてはならないということであったという<sup>(66)</sup>。ここには一条能保時代の「朝幕」關係とは異なつた事態になつてゐることが解る。こうして実朝後の宮將軍問題はすぐには実現せず左大臣道家の子息頼経（二才）の関東下向となつたのであった<sup>(67)</sup>。こうして「治天の君」として院政を行う後鳥羽としては三代將軍実朝を通じて幕府を名実ともに統御しようと計つたものの肝心の実朝が横死して「朝家」の意図を忠実に履行させることができなくなつたのである。かくして幕府の側では北条政子・義時を軸に御家人の再結集に務めたのであった。「朝家」の側では御家人のきりくずしなどによる組織化に失敗し、承久の乱で敗北するにいたつたのである。この間の事態を「文士」に焦点をあてて若干の問題を考えてみるとかの信濃前司行光（行政子息）が病のため伊賀光宗に交代して政所執事を務めている<sup>(68)</sup>。一方、院中では官軍の召集ということもあって、かの前民部少輔親広入道が勅喚に応じ<sup>(69)</sup>、伊賀光季は応じなかつたため「官軍」の攻撃をうけ自殺している<sup>(70)</sup>。前者の親広についてはその都度ふれてきたつもりであるが、若干の補足をしておけば義時の女を妻とするなど北条氏とも密接な関係をもつていたが、実朝の死とともに出家し、その翌月の末には京都守護に任じられ上洛し、かの伊賀光季とともに洛中警固の任についている。今度の合戦では官軍の召集に

応じ、近江国供御瀬に出陣し敗れて帰京したあと関寺の辺りで姿を消し<sup>(71)</sup>、所領の出羽国寒河荘に潜伏し、1241（仁治二）年に没している。この場合、彼の出自が命を落とすことを免れたのであろう。勿論、彼が京都守護として上洛していたことが勅喚に応じた大きな理由だったと考えられるが前述のように同じ京都守護でも伊賀光季は官軍に襲われ子息光綱とともに自害し宿廬に放火したのとは対照的である。両者の分岐点はどこかといえば再言することになるが彼が「文士」の出自をもつ人物で、関東に身をおきながら早い時期、土御門通親の猶子となって「朝家」の公卿と接近し源氏を称したことなどその理由と考えられよう。

次に「関東被官人」で梶首された「西面衆四人」についてふれてみたい。西面衆四人とは

- ① 後藤檢非違使徒五位上行左衛門少尉藤原朝臣基清
- ② 五條筑後守徒五位下行平朝臣有範
- ③ 佐々木山城守徒五位下源朝臣広綱
- ④ 江檢非違使徒五位下行左衛少尉大江朝臣能範

であって、彼等は「関東被官士」である一方で西面衆でもあったのである。それであるが故、「蒙右大將家恩，賜預數箇之庄園，依右府將軍舉，達昇五品之位階，縱雖重勅定，盍恥精靈之所照哉，忽變彼芳躅，欲拂遺塵，頗非弓馬道歎之由，人嫌之云々（傍点筆者）<sup>(73)</sup>」という評価が下されている。庄園は頼朝により、五品は実朝の推挙によりそれぞれ実現したものであり、それ故にたとえ勅定を重ねたとはいえたまちに変じたことは問題だし、何よりもそうした態度は「弓馬道」にあらずといっているのである。ここにみられるのは「関東被官士」と「禁裏奉公」の矛盾が露呈したものといってよいであろう。

次ぎに前後することになるが承久の乱を前にして関東の軍評定で足柄・箱根を固め京都側の攻撃を迎撃する勢論に対し、積極的に攻め上ることを主張した広元<sup>(74)</sup>の意見が採用され勝利することができたのであるが、これは彼我の力関係の分析などに秀いでていたからであろうが「兵法」をわきまえずといっていた時期とは雲泥の差である。ところでこの戦いにあたって宿老たちは上洛せずに鎌倉に留まって祈祷とか軍勢催促にあたったのであるがそのメンバーは以下の者たちであった。つまり、北条義時をはじめとして前大膳大夫入道覚阿（広元）、駿河入道行阿、大夫属入道善信、隠岐入道行西、壱岐入道、筑後入道、民部大夫行盛、加藤大夫判官入道覚蓮、小山左衛門尉朝政、宇都宮入道蓮生、隠岐左衛門入道行阿、善隼人入道善清、大井入道、中条左衛門尉家長らであった<sup>(75)</sup>。三番目の駿河入道行阿（季時）が宿老として鎌倉に留ったのはどうしてであろうか。このところ京都守護を務めていたはずであって、このように鎌倉に留まることがなかったら前述の伊賀光季のようになるかそれとも親広の道かということになろう。いずれにしても、鎌倉にとどまったく宿老たちは「文士」を含めて有力御家人であったといえよう。なお、二番目の広元についていえば、嫡男の親広は勅喚に応ずるといった行動に走ったが、彼自身は病も癒えて鎌倉にあって活躍したことはすでにみてきた通りである。この広元は承久の乱の翌年の正月一日には義時、二日は足利義氏につづき三日には將軍に烷飯を

献じているのである<sup>(76)</sup>。

1224（元仁元）年六月、義時の死去にあたり、後継者問題で泰時、時房が「軍營御後見」として「武家事」を執行するようにとの北条政子の指示に対して広元は意見を求められている。彼は「延及今日、猶可謂遲引、世之安危、人之可疑時也、可治定事者、早可有其沙汰云々<sup>(77)</sup>」といった意見を述べている。さらに陸奥四郎政村、式部丞光宗らが一条実雅を將軍に擁立する動きがあり、こうした世上の重大問題を政子の御前で沙汰が行われその席には時房や老病ながら広元も召されて出席し、奥州後室ならびに伊賀光宗等の流罪等を決定している<sup>(78)</sup>。このように「文士」の代表ともいるべき広元は第一線を退いたあとも宿老としての働きをしており、執權泰時のものでその政治が軌道にのった翌年の六月に七十八才で没している。もっとも、彼の幕府に対する貢献は以後も続くのである。1232（貞永元）年十二月、広元存生の時、「幕府の巨細」を執行するにあたって、寿永元暦以来京都到来重書并聞書、人々歎状、洛中及南都北嶺以下自武家沙汰来事記録、文治以後領家地頭所務條々式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等文書が公要にしたがって右筆方に賦渡されたことにより、所々に散在していることを聞いた泰時は季氏、淨圓、圓全らに命じてこれらを尋聚し目録を整えるよう指示している<sup>(80)</sup>。これらの重書・文書・記録は関東の事跡=歩みを示すものであり、例えば重書とか聞書の一端は吾妻鏡などで確認することができる。勿論、これらの文書等は広元個人に帰せられるものではなくその大部分は、公文所・政所の機関が所管するものであったが、この一つとってもみても、広元の果した役割は大きなものであったといえよう。

以上、「文士」を軸にしてやや強引に論じたきらいがあるが、こうした視角から考えてみると一定の有効性があり、こうした観角によって見えてくるものもあると思うのである。

幕府は、この間、少なくとも「武家権門」としてまとめあげてきたことは確かであるが、これは既存の「王朝国家」体制と如何なる関係を取り結ぶことになったのか。あるいはそれをどのように変えたのか否か。また何か継承されたのかが問題となる。幕府はひとまず「武家権門」として確立したといったが、内部は侍所、ついで公文所、問注所を設置し、建久段階では公文所は政所と改称（拡充しているようにみえるが）している。これらは「王朝国家」体制下の権門勢家には許容された（少くとも形態的には）「家政機関」であり、こうした機関については広元をはじめとする「文士」たちは当然熟知していたはずである。文治二年になると関東では「朝家」に対して記録所の復活を提起しているが、このように「王朝体制」下の政策の継承といった側面からの検討が関東の性格を考える上でも必要であると思うのである。というのはこうした問題の提起の多くは「文士」から発したものが多いように思われるし、彼等の果たした役割とともにその限界にも注目する必要があるからである。従来の研究では「政権」基盤の進歩性や変革性が強調されがちで（例えば「武士の習」）、「文士」たちが政策として提起していた「王朝国家体制」下の「先例」などの継承面の評価が欠落しているように思われる所以である。

- 註 (1) 吾妻鏡 元久二年六月二日条。
- (2) 吾妻鏡 元久二年閏七月十九日条。
- (3) 吾妻鏡 元久二年閏七月二十日条。
- (4) 吾妻鏡 元久二年閏七月二十五日条。
- (5) 吾妻鏡 元久二年八月七日条, 十六日条, 十七日条, 十九日条。
- (6) 吾妻鏡 元久二年八月七日条及び同月十一日条。
- (7) 註 (2) に同じ。
- (8) 吾妻鏡 元久二年十月十日条。なお, 一面では京都守護はこのように仙洞との接触も多くなり, かつ源家一門であることが, 今度の平賀朝雅の行動を一定程度規定していたものと思われる。
- (9) 吾妻鏡 承元二年一月十六日条。
- (10) 吾妻鏡 承元二年十月二日条。
- (11) 吾妻鏡 承元二年十二月十八日条。  
親子そろっての京都守護といったが実際は二人が重なった期間は非常に短かったというべきであろう。
- (12) 吾妻鏡 承元四年十二月廿一日条。
- (13) 吾妻鏡 承元三年五月十二日条。
- (14) 吾妻鏡 承元三年五月廿三日条。
- (15) 吾妻鏡 承元三年十一月廿七日条。
- (16) 吾妻鏡 建暦元年十二月二十日条。  
この取りさげは「偏是奉輕上計之所致也」といっている。
- (17) 「侍」と関連して「郎従」が「侍」となることは不可能であったようである。例えば義時は年来郎従で「有功之者」を「侍」に准ずる取扱いを行うよう実朝に要望したが内々に沙汰があって許されていない。  
その理由は「於被聽其事者, 如然之輩, 及子孫之時, 定忘以往由緒, 誤企幕府參昇歟, 可招後難之回縁也, 永不可有御免之趣, 嚴密被仰出云々」とある。もっとも, これは「侍」に準ずるか否かの取扱い方の問題である。なお, 「諸大夫」「侍」については拙稿「中世政治経済史の研究」第五章221頁などで言及している。
- (18) 吾妻鏡 建久三年十一月廿五日条。
- (19) 吾妻鏡 元暦元年十月廿四日条。
- (20) 吾妻鏡 建久四年三月十三日条。
- (21) 吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- (22) 北条九代記上。
- (23) 吾妻鏡 建久二年閏十二月廿五日条。
- (24) 吾妻鏡 建保元年二月十八日条。
- (25) 吾妻鏡 承元三年十一月七日条。
- (26) 吾妻鏡 承元五年一月一日, 二日条。
- (27) 吾妻鏡 承元五年三月二十三日条。
- (28) 吾妻鏡 建保元年二月十五日条。
- (29) 吾妻鏡 建保元年二月十六日条。
- (30) 吾妻鏡 建保元年三月九日条。
- (31) 註 (30) に同じ。つまり, 「此間, 而縛胤長身, 渡一族座前, 行村令請取之, 義盛之逆心職而由之(傍点筆者)」とある。
- (32) 吾妻鏡 建保元年三月廿五日条。この屋地は御所東隣にあったため, いわば闕所地処分となったこの地の希望者=「昵近之士」は頻りに給与されることをのぞんだという。結局はさきの給人は追い出され北条義時の家人行親, 忠家に分給されたのである。(四月一日条)。
- (33) 吾妻鏡 建保元年三月六日条。
- (34) 吾妻鏡 建保元年四月二日条。
- (35) 吾妻鏡 建保五年五月二日条。
- (36) 吾妻鏡 建保元年五月三日条。

- (37) 吾妻鏡 建保元年五月五日条。
- (38) (39) 吾妻鏡 建保元年五月六日条。
- (40) 吾妻鏡 建保六年七月二十二日条。
- (41) 吾妻鏡 建保元年二月十六日条。
- (42) 吾妻鏡 養和二年正月廿三日条。
- (43) 吾妻鏡 建保四年閏六月十四日条。
- (44) 吾妻鏡 建保四年九月十八日条。
- (45) 吾妻鏡 建保六年八月二十日条。
- (46) 吾妻鏡 建保六年八月廿一日条。
- (47) 吾妻鏡 建保四年九月十日条。
- (48) 吾妻鏡 建保六年十月十九日条。
- (49) 吾妻鏡 建保五年十一月十日条。
- (50) 吾妻鏡 建保五年十一月十七日条。
- (51) 吾妻鏡 建保六年七月十二日条。
- (52) 吾妻鏡 建保六年十二月二十日条。
- (53) 吾妻鏡 建仁三年十月九日条。
- (54) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿日条。
- (55) 註 (52) に同じ。
- (56) 吾妻鏡 建保六年十二月廿六日条。
- (57) 註 (56) に同じ。
- (58) 吾妻鏡 承久元年正月廿七日条。
- (59) 註 (58) に同じ。
- (60) 吾妻鏡 承久元年二月九日条。
- (61) (62) 吾妻鏡 承久元年二月十三日条。
- (63) 吾妻鏡 承久元年二月十四日条
- (64) 吾妻鏡 承久元年正月廿八日条。
- (65) 吾妻鏡 承久元年二月廿九日条。
- (66) 吾妻鏡 承久元年閏二月廿九日条。
- (67) 吾妻鏡 承久元年七月十九日条。
- (68) 吾妻鏡 承久元年九月六日条。
- (69) 吾妻鏡 承久三年五月十九日条。
- (70) 吾妻鏡 承久三年五月廿一日条。
- (71) 吾妻鏡 承久三年六月十四日条。
- (72) フォーラム「中世の山形と大江氏」(山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所)で、入間田宣夫氏が「文献資料からみた大江氏」を報告されていて、親広などについて詳述されている。
- (73) 吾妻鏡 承久三年七月二日条。
- (74) 吾妻鏡 承久三年五月廿一日条。
- (75) 吾妻鏡 承久三年五月廿三日条。
- (76) 吾妻鏡 承久四年正月三日条。
- (77) 吾妻鏡 元仁元年六月廿七日条。
- (78) 吾妻鏡 元仁元年閏七月三日条。
- この事件にかかわった伊賀式部丞光宗は政所執事職を改められ五十二ヶ所の所領を没収されている(吾妻鏡元仁元年閏七月二十九日条)。また將軍に擁立されようとした一条実雅は(宰相中将)九日になって越前国に流罪となっている。
- (79) 吾妻鏡 嘉禄元年六月十日条。そこには「前陸奥守正四位下大江朝臣広元法師法名阿覺卒, 年七十八」とある。
- (80) 吾妻鏡 貞永元年十二月五日条。

Status of *Bunshi* and *Gokenin* in the kamakura period (3)

KITAZUME, Masao

Abstract

This paper, a sequel following part 1, 2 and "Bunshi" (literary men) in the early Kamakura Era (the late 12th to the early 13th centuries), discusses the immediate vassals of the Kamakura Shoguns, and in particular, Bunshi. Their activities during this period may be determined by learning the nature of the negotiations - what issues were discussed - and the policies that were implemented, during negotiations between the established military government (Bakufu: Shogunate) and the "Asaie". In the meantime, the following boards were instituted in order to cope with government internal affairs: the Samurai-dokoro, or Board of Retainers; the Kumon-jo, or General Administrative Office, which was later changed into the Man-dokoro, or Administrative Board; the Monchu-jo, or Court of Law, etc. Bunshi played active roles in administration, as it was mainly they who operated these boards. In these agencies, unlike the military sector, low-ranking Bunshi, officials were given the opportunity to utilize their knowledge and abilities. This clearly indicates that because of their knowledge, based on their background serving the court aristocracy, (stemming from the national system ruled by imperial families) Bunshi played an active and influential role in politics. In fact, this administration was successively run by Bunshi, officials, namely bureaucrats, since the Ritsuryo system, originating in ancient China, was instituted. Their existence and role cannot be described without explaining this fact. This seems to have led to their limited activities, as their roles were prescribed.

Keywords: Bunshi, Bushi.

(きたづめ まさお 人文学部教授 日本史学専攻)